

令和5年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月9日（木曜日）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 | 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 11 号 | 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 12 号 | 御宿町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 13 号 | 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 14 号 | 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 15 号 | 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 16 号 | 第9次御宿町行政改革大綱の策定について |
| 日程第 10 | 議案第 17 号 | 第5次御宿町総合計画の策定について |
| 日程第 11 | 議案第 18 号 | 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 | 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 | 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 | 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 15 | 議案第 22 号 | 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 16 | 議案第 23 号 | 令和5年度御宿町水道事業会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 24 号 | 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計予算 |

日程第18 議案第25号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第26号 令和5年度御宿町介護保険特別会計予算

日程第20 議案第27号 令和5年度御宿町一般会計予算（説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	税務住民課長	佐藤昭夫君
建設水道課長	埋田禎久君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	大竹伸弘君		

事務局職員出席者

事務局長 市原茂君 主事 市川可奈君

◎開議の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーティションを置きました。このため、議案説明及び質疑応答については着席したままで発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時31分）

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第8号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第8号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の経緯でございますが、先の定例会にてご承認いただきました職員の定年年齢の引上げに伴い、役職定年制度や60歳超の職員に係る給料月額の7割措置が令和5年度から導入されることに伴い、一連の人事手続を分限降任、分限降給として条例に規定するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

お手元の議案に添付いたしました新旧対照表1ページをご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後になっております。

まず、第1条でございますが、本条例の目的規定であり、分限処分としての恒久の規定を加えるとともに地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理を行うものです。

第1条の2は、降給の種類及び事由を定めるため、新たに条を追加するもので、役職定年制度について、分限降給として条例上の位置づけを行っております。

1ページ下段から2ページにかけての第2条及び第4条の改正につきましては、文言の整理を行うものです。

最後に附則でございますが、第1項はこの条例の施行日を令和5年4月1日からとするものです。第2項は、定年延長制度の導入に伴い、60歳超、60歳を超える職員に係る給料月額7割措置について、分限降給として読み替えるものです。第3項は、役職定年及び60歳超の職員に係る分限降給については、書面による通知の適用除外とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第2、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、労働安全衛生法により設置が義務づけられている産業医について、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職非常勤職員として位置づけたく、所要の改正を行うものです。

議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

特別職非常勤職員として、別表に産業医の欄を加えるものです。報酬額は月額3万円であり、近隣団体と同様の水準といたしております。

附則でございますが、改正後の条例の施行日について令和5年4月1日と規定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

1点だけ。産業医の役割は今説明ありましたけれども、対象は職員になるんですか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 職員並びに会計年度任用職員さんまでを含めまして、役場で働いていただく、この事業場で働いていただく全ての職員を対象に、健康診断の結果のフォローアップですとか、またストレスチェックによる面談等について実施をしていただいております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決をいたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第10号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第10号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、体罰等によらない子育てを推進するため、児童福祉法に基づき、特定教育・保育施設の長が入所児童等に行う措置について、懲戒が削除されたことから、第26条を削除するものです。

この規定は、公布の日から適用いたします。また、こども家庭庁設置法の施行により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されるため、関連する規定を改めるほか、子ども・子育て支援法が一部改正されるため、条例で引用する同法律の規定を整備いたします。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、改正後の第26条の規定は、国基準の施行日が令和4年12月16日であるため、公布の日から適用いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第4、議案第11号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第11号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正の内容は、令和4年9月に認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が発生したことを受け、国の基準が一部改正されたことから、新たに第7条の2に安全計画の策定についてを追加し、第7条の3に自動車を運行する場合の所在の確認についての規定を追加しました。

経過措置として、第7条の3第2項の利用乳幼児の見落としを防止する装置については、備えること及びこれを用いることが困難な場合は、令和6年3月31日までの間、備えないことができます。ただし、その場合は装置の設置に代わる措置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行う必要があります。

また、第10条の他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、ただし書を削り、その行う保育に支障がない場合に限り、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるといた

しました。

さらに、体罰等によらない子育てを推進するため、児童福祉法に基づき、児童福祉施設の長が入所児童等に行う措置について、懲戒が削除されたことから、第13条を削除するものです。

最後に、こども家庭庁設置法の施行により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されるため、第25条の規定を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるものです。

附則につきまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。ただし、改正後の第13条の規定は、国基準の施行日が令和4年12月16日であるため、公布の日から適用いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） ちょっと勉強不足でお尋ねしますけれども、この家庭的事業ってもうちょっと具体的に説明できますか。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 先ほどの1つ前の議案第10号で審議いたしました特定教育・保育施設というのがいわゆる御宿町という認定こども園、一般的な幼稚園、保育園でございます。今回のこちらの家庭的保育事業等というのは、都市部で保育所が充足していないところで、保育ママ制度ということで、定員を5人未満でご自宅とかマンションとかで保育をするというような制度でございます。本町には現在施設がないんですが、いつそういうものが発生するかも分かりませんので、法律に沿って条例を改正させていただきました。

（堀川議員「御宿には実態はないということで」と呼ぶ）

○保健福祉課長（田邊義博君） ございません。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第5、議案第12号 御宿町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第12号 御宿町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が制定されたことにより、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、こども家庭庁設置法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が制定され、子ども・子育て支援法の第72条から76条までが削られ、第77条から第87条までが5条ずつ繰り上がる改正がございました。その条文を引用している御宿町子ども・子育て会議条例第1条の条文中の「第77条第1項の規定に基づき」を、「第72条第1項の規定により」に改めるものです。

附則といたしまして、本条例は子ども・子育て支援法の改正に合わせ、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、議案第13号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第13号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和5年度の放課後児童クラブ利用希望者が現在の利用定員を上回ったことに伴い、本事業を必要とする児童全員の受入れを可能とするため、令和5年4月1日より床面積が放課後児童健全育成事業の基準に満たない御宿児童館から御宿町立御宿小学校へ放課後児童クラブの実施場所を移転し、運営するための改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、第1項に規定する放課後児童クラブの名称を放課後児童クラブ「おんじゅく」から、放課後児童クラブ「おんじゅく第1」、及び放課後児童クラブ「おんじゅく第2」に改め、位置を御宿児童館内から御宿小学校内に改めるものです。利用定員を従来の40人から60人に拡充することにより、支援単位がこれまでの1単位から2単位となりますので、単位ごとの名称を定めるものです。

附則といたしまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

名称の内容の違いについては今の説明で分かったんですが、これを運用していく上で教室を2か所にするとか、そういった運用にするということですか。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 教室は2教室使わせていただきます。

（田中議員「2つの教室で対応するということですか」と呼ぶ）

○保健福祉課長（田邊義博君） はい。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑……、11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

田中議員のご質問に関連してというか、もう少し、まだ私もイメージが湧いていなくて、教室2つ、職員というか体制は変わらずということなんでしょうか。また、場所が変わって大分スタイルも変わるのかなとも思うんですが、これに関して利用者の方たちと何かこれまでコミュニケーションを取られてきて、何か要望とかそういったことがもしあればお聞かせいただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 職員につきましては、受入れ人数が増えることから増員させていただいております。従来、児童館では3人の支援員で行っていたところを5人と、あと短時間勤務の職員1人の計6人という体制にさせていただきます。

また、確かに場所が変わりますので、今までほとんど専用で、グラウンドなどを使っていたようなところが、学校の部活などと重なる場合もございますので、その辺につきましてはこれから協議をするところでございます。

保護者については、こちらの移転については文書を出させていただきまして、周知を図っております。それにつきましては、特に保健福祉課への連絡ですとか、また現場においても特にその点については何も話がないということでございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

前段の議員2人と関連なんですけれども、ちょっとイメージが湧かないというか、移転は分かるんですけれども、保育園に上がるまでの子どもたちは今の児童館をそのまま使って、児童

クラブは基本的に放課後なので、人員が増えた分は児童館に一日いるのか、それとも短時間の作業なのか、その辺のことをちょっと聞かせていただければ。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 今までは児童館で、いわゆる児童館とまた放課後児童クラブ併せて行っていたわけですが、放課後児童クラブ、学童保育の部分だけ学校に抜くといいますが、児童館の業務から外すということで、児童館については今までどおり、一般的にはまだこども園に入っていないお子さんを保護者が連れてくるとか、そういうことの利用に特化しているものと考えています。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口。

もう一点だけ。こども園も完成して、ゼロ歳児から受け入れると思うんですけども、じゃ、児童館は、イメージとしては相当少子化にもなっていますので、放課後クラブを移動するということはいずれ廃止の方向でいくのか、まだその辺はちょっと先走った話なのか分かりませんが、相当な人数は減ると思うので、その辺はどのように考えているのか、その一点だけ最後にお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 児童館につきましては大分老朽化もしているところで、今後どうしようかということは検討している中ですが、確かに子どもは大分減っているんですけども、いなくなるわけではございませんし、また国もこども家庭庁をつくって、子育てに力を入れようというところがございますので、なくしていくというより点在している児童遊園などを閉鎖して行って、御宿児童館に一つ、子どもが安心して遊べるようなところを集約化していくことを考えていきたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第7、議案第14号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第14号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法に基づき、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を定めておりますが、今般、国の基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、第6条の次に第6条の2を加え、放課後児童健全育成事業利用者の安全確保のための安全計画の策定に係る規定を追加し、第6条の3を加え、同事業者で移動手段としてバスで送迎した際の安全管理の徹底を図るための規定を追加するものです。

次ページをご覧ください。

第12条の次に第12条の2を加え、感染症や非常災害の発生時に備えるための業務継続計画の策定についての規定を追加し、第13条に規定する衛生管理について感染症等の予防の具体的な内容について定めるものです。

なお、附則でございますが、令和5年4月1日施行としておりますが、安全計画の策定に係る規定については、経過措置として令和6年3月31日までの間、改正後第6条の2の第1項から第3項中、「しなければ」とあるのは「努めなければ」といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第8、議案第15号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第15号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、被保険者の出産に対し給付する出産育児一時金についての改正です。

第6条第1項中、「40万8千円」を48万8千円に改めます。

附則ですが、施行期日は令和5年4月1日。経過措置といたしまして、施行日前の出産については従前の例によるものとするものです。出産育児一時金は、健康保険において健康保険法施行令第36条の規定等により産科医療補償制度の掛金分として3万円を超えない範囲で加算し、50万円を支給することとなっております。国保においては、健康保険法施行令の規定を踏まえ、国民健康保険条例参考例により同様に定められており、それを参考に御宿町条例においても規定しているところでございます。

なお、加算額について、御宿町国民健康保険施行規則の中では1万2,000円としており、合

計で50万円の支給となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第16号 第9次御宿町行政改革大綱の策定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第16号 第9次御宿町行政改革大綱の策定についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年に策定いたしました第8次御宿町行政改革大綱の計画期間が到来したことにより、新たに第9次御宿町行政改革大綱を策定するものでございます。

御宿町における行政改革につきましては、これまで住民協働の推進をはじめ、事務の合理化、効率化、財政の健全化などの分野について重点的に取り組んでまいりました。これまで多くのご協力をいただきながら、包括連携協定をはじめとする各種の産学官連携、町民の利便性向上を目的とした公金等コンビニ納付システムの導入やホームページのリニューアルなど、計画的

かつ着実に進捗したものと評価しております。

一方、行政におけるデジタル化やSDGsへの取組、さらには老朽化した公共施設の適切かつ計画的な管理・更新など、時代変化に沿った行政課題に対し、自治体スケールや将来財政を踏まえしっかりと向き合い、対応していくことが求められております。

こうしたことを踏まえ、行政内部はもとより、住民懇談会において様々なご提言をいただいた上で法案を調製いたしましたので、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、第9次行政改革大綱（案）の内容でございますが、大綱（案）の表紙の下段をご覧ください。

先輩方が築き上げられた知識や技術、文化や環境など、今ある財産を将来にしっかりと継承し、時代に即した住民に寄り添う行政の実現に向け、サステナブルな行政の実現、知識技術の継承と時代変化への対応をテーマに掲げました。

表紙をめくり、1ページをお開きください。

ここでは、大綱の目的について記載しており、第8次御宿町行政改革大綱の検証を基に、少子高齢化やデジタル化など、社会変化や新たな行政課題に対しの確かつ迅速に対応することを記載いたしました。

次に、2ページですが、計画期間について令和8年度までの4年間としております。第5次御宿町総合計画前期基本計画と整合を図り、一体感を持って進めることで相乗的な効果を期待しております。

3ページをご覧ください。

平成30年度から5年間にわたり取り組んでまいりました第8次行政改革大綱について、大綱に掲げた3つのテーマごとに検証を行い、その成果と課題についてまとめました。

1つ目の柱の住民の町政参加と協働のまちづくりの推進ですが、総合計画策定に係るワークショップの開催や意見公募、さらには防災防犯対策等における地域や民間団体との連携強化など、一定の成果が上げられたものと評価しております。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応等により、行政においてもリモートワークの施行やウェブミーティングなど、業務継続に向けた新たな行政事務の在り方について、安定的な手法の検討が急がれます。

4ページをお開きください。

2つ目の柱である。効率的な行政運営と人材育成でございますが、住民に身近で分かりやす

く、効率的かつ信頼される組織づくりが求められております。とりわけ、活力ある町づくりの一端を担う職員の意欲の醸成と知識の習得につきましては、組織力の向上には不可欠であり、行政係長による若手職員の基礎力研修をはじめ、各課におけるOJTの強化に取り組みました。今後におきましても、継続してこうした取組を行うほか、職員が相互に支え合う、働きやすい職場環境づくりや、新たな行政課題に乗り遅れることなく適切に対応できる横断的な組織体制の構築が重要となっております。

6ページに移りまして、3つ目の柱、健全な財政運営の推進でございますが、適正な財政規模をしっかりと踏まえた上で、計画的な基金の積立てや基金の安全かつ有利な運用に努め、将来財政を見据えた健全財政に努めました。今後は、老朽化した公共施設の維持管理が財政に大きく影響することを踏まえ、公共施設総合管理計画の計画的かつ効率的な進捗管理に努めるとともに、増加する義務的経費に対し安定した自主財源の確保が課題となっております。

7ページからは第9次御宿町行政改革大綱に関わるものであり、第9次大綱において目指す方向性を記載いたしました。

今回の行政改革大綱では、人口減少やデジタル化の進展、SDGsへの取組など、新たな社会的課題にしっかりと向き合いながら、冒頭の説明と重複いたしますが、先輩方が築き上げられた知識や技術、文化や環境など、今ある財産を将来にしっかりと継承し、時代に即した町民に寄り添う行政を目指し、サステナブルな行政の実現に向け、新たな課題に対し恐れずに果敢に挑戦する姿勢を目指す方向性として設定いたしました。

それでは、具体的な内容についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

第9次行政改革大綱におきましても、3つのテーマを柱に掲げ、全庁体制で推進することといたしました。

1つ目のテーマは、環境にやさしく、人にやさしいまちづくりとし、省エネルギー対策や脱炭素社会への貢献といった環境への配慮。多様性を大切にした、住民と一緒につくる、住民に寄り添うまちづくり。産学官が手を携え、住む人も来る人も主役になる、地域の絆を超えた人の交流を取り組む方向性として示しました。

9ページをご覧ください。

未来にむけた自治体運営を2つ目のテーマとして掲げ、知識や技術の継承による人材育成と将来にわたる安定した財政運営の堅持に努めます。

取組の具体的な方向性につきましては、住民の声を形にできる組織力と職員の能力、個性を十分に発揮できる職場環境づくりなど、人材の育成と組織の合理化、将来にわたり持続可能

な健全な財政運営、10ページに移り、住民に分かりやすい、信頼される行政運営、老朽化が進む公共施設等の適正な管理運営の4項目を示してございます。

11ページでございますが、3つ目のテーマとして、行政のデジタル化の推進による行政サービスの向上です。

具体的には、社会環境の変化により必要不可欠となる行政のデジタル化の推進です。高齢者のデジタル活用の不安解消に対し、丁寧かつ充実した支援体制の構築を図りながら、デジタル技術の恩恵を地域でしっかりと享受できるよう努めてまいります。また、行政サービスの向上においては、新たな個人情報保護制度の適正運用をはじめ、情報開示の充実、デジタル技術の有効活用等について取り組んでまいります。

最後に、12ページをお開きください。

第9次行政改革大綱の実効性を担保するため、実施計画による進捗管理を定期的に行い、行政サービスの質の向上に着実につながるよう、全庁的な推進体制で臨むこととしております。

なお、本大綱（案）につきましては、2月13日から15日間、パブリックコメントを実施し、計3件の意見提出があり、その結果については、町ホームページ及び役場4階総務課窓口等で掲出しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

今、パブリックコメントをして、4件の意見がありましたということで、私のところに苦情が来たんです。ということは、このパブリックコメントをするにあたって、いつからいつまでやりますよというお知らせがお知らせ版を通して来たけれども、お知らせ版が2月10日付だと。実際手元に来たのが20日過ぎで、28日ってこんな短い期間で内容の精査なんかできない。それにプラスして、ホームページをご覧ください。公民館まで見に行けない、役場まで行けないといった、そういった苦情が来ているんですね。

今まで、こういう計画をパブリックコメントでお知らせしますよということが、いつも期間が短いんです。前に、2年前ですか、定員適正化計画の策定についての際、この議場であまりにも周知が遅いんじゃないかということで、ここで提言させていただいたんですけれども、早く出しますというような答弁いただいたと思うんですね。そういったことも含めて、本当に住

民の意見を聞く意思があつて、このパブリックコメントを実施しているのか。しているんだとしたら、もっと周知期間を広げるとか、広げないにしてもお知らせをもっと早くして期間を指定するという、そういった対策が必要ではないか。

この中に書いてある行政大綱の内容についてはすごくいいこと書いてあると思います、いろんな検証をしているし。だけど、一番肝心な住民に対しての周知がされていないということに、住民は不満を持っているということをここで申し上げたいと思うんですが、その対策についてご答弁願います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今、田中議員さんからご指摘ございましたように第9次行政改革大綱においても、一つの大きい柱の一つに住民に寄り添うまちづくり、いわゆる住民の声を形にできる横断的な組織力の強化というものを目標に定めてございます。そういう意味においては、今ご指摘いただいた内容につきましては、全くそこから乖離を、逆に乖離してしまっているような取組の事案でして、結論から申し上げますと反省すべき点がございます。

本来、パブリックコメントの要綱で定められている原則的な期間につきましては、原則30日以上というところになっておりまして、やむを得ない場合に限り、期間を短縮することができるというふうになっておりますが、やむを得ない場合というものを安易に運用することなく、今ご指摘いただいた内容を真摯に受け止めまして、できる限り事務の早い段階からの準備やスケジュール感をしっかりと持って今後に生かしていければと考えております。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） よろしく申し上げます。

一番気になるのは、高齢者もやっぱり町のこういう行政に対しての関心度あります。前からホームページを見るための施策、パソコンの設置であるとか、そういったことについて要望はしてきたんですけれども、もうちょっと早くその対策をしていただきたいというのが希望です。それについても検討していただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今、田中議員さんからもご指摘ありましたように、今回少しこの行政改革大綱の説明でも触れさせていただきましたが、やはりこのデジタル化の進捗というのが、行政手続のみならず全体的に社会で進んできている状況です。ただ、そうした中ではどうしても高齢者の方についてはなかなかそれになじみがないというか、使いづらい実態というのにも逆にございます。しかしながら、例えば役場まで来る交通手段がないとか、病院にまでなか

なか送っていただかないといけないような方が、このデジタル化の技術を使うことによってオンラインでできる。本来、高齢者にとってこのデジタル化の推進というものが本来最も大きな効果を上げるべきものだというふうに認識しております。

そういう中におきましては、高齢者の方が今いただいたご意見、そのとおりでございますので、高齢者の方があまり不安にならないようなサービス体制の充実ということで、行政改革大綱にも掲げさせていただきましたので、そうしたことをしっかりと着実に一步一步進めていければと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 私もこの行政の委員の一人でございましたので、いろいろ委員会の中でも質問をしたり、聞いたりしております。

これ、あまり細かなことはお聞きしませんけれども、行政改革というのは、恐らく組織を町民に向かった組織体系に持っていくか、もう一つは時代に合った組織体制をつくっていくというようなことではないのかなというふうに、私はこの行政を理解しているんですけども、この中で、この中にも組織の合理化をうたっております。これが今の御宿の組織、行政の組織は、本当に御宿の実態、時代というか実態というか、に合った組織体制になっているのかどうかということを、この中から今拾って読んでいるんですけども、組織を変えるということはなかなか難しいことだと思うんですが、そういうような組織体制をつくっていくということが必要ではないのかなと。

特に、今ここにもあります健全財政という面を見ますと、そこあたりに焦点を合わせた組織をつくっていかなくちゃならないのではないのかなというふうな、私自身がそう感じている。ここにも住民の町政参加と協働ということになっておりますので、住民に分かりやすい体制づくりというのが必要じゃないのかなと。そこあたりについて、これ全体から拾っていけば出てくるんだろうと思うんですが、住民から見た場合に、今回の行政改革がそういうような町民に向き合った、あるいは町民と一緒にやりましょうというような組織体制になっているかどうかということで、非常に難しいことですが、質問させていただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま堀川議員さんからご質問いただいた、一番最後のまず結論から申し上げますと、住民にとって分かりやすい行政の組織になれるかどうかというところが最終的なこの行政改革の目標でございます。そういう意味で、そうしたことを目指してそれ

ぞれ掲げたテーマを実施してまいりますので、今ご質問いただいたように、組織が横断的にいろんな創意工夫をしながら、住民の声にしっかりと耳を傾けて、この行政改革大綱の期間が終わったときに、行政が変わったね、少しでも一歩でも前に進んだねと言われるような努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） ここにも一番最初に、住民の町政参加と協働のまちづくりとなっておりますので、これは行政と執行部と我々議会と町民が一体となって、こういう小さな町だし、それから非常に人口減少も、人口も少なくなっていますし、財政も厳しくなっているので、これを何とか挽回するには、この3者、三位一体になってやっていけるような行政の指導を組織的にもお願いしたいなということをお願いして、終わります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

内容すばらしいな、田中議員からもお話ありましたけれども、私も特にこの7ページの方向性というところの中段です。今ある制度を見直して改善していくとか、新たなニーズや課題にスピード感を持って前向きにチャレンジする。そのためには、失敗を恐れず、果敢に挑戦していくという課長からのお話もありましたけれども、まさにここが全て、これに尽きると私は思っています。

そういう意味では、昨日も一般質問で田中議員、委員会の在り方とか、チーム体制とか、私も住民の皆さんとの関係のつくり方なんていうことを質問させていただきましたけれども、本当に今までの考え方、役場の常識みたいなところに引きずられた形での失敗というのはやはり追及していかなくやな、議員としてと思っていますけれども、逆に、ここに述べられているように新しいことにチャレンジするということにおける失敗については、どんどん失敗しながら、学びながらやっぺいこうよということで応援したいと思いますし、そういう空気を町民の皆さんの中にも広げていく、これも議員としての一つの役割、大事な役割なんじゃないかなというふうに思っています。

質問なんです、そういう姿勢や考え方、仕事の仕方を庁舎の中に根づかせていくにあたって、何かルール、新しいルールとか、制度とか、何か取組みたいなことをやっていくのか、それともこれはこういう心がけでいこうとここに掲げること、職員一人一人が心に留めてやっぺいこうというところにとどまるのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） なかなか全部を説明し切るのが難しいんですけども、今回、総合計画におきましても、例えばSDGsの視点から各分野において見直しを、いわゆる計画を策定した。これは今までにはない新たな視点での計画のつくり方でございます。

そうした部分も含めまして、やはりSDGsというのが行政や民間だけではなくて今は世界的な取組として、一つの考え方として出ておりますので、小さい町が何かSDGsの一つを達成できるとは、なかなか難しいんですけども、そういう意味で私たちにできること、行政として何ができるのか。

例えば、脱炭素におきましても、以前、別の計画等においても北村議員さんのほうから、例えば木材の利用ですとか、そういう部分のご提言もいただきました。そういう、どんなふうにしたらこういう脱炭素に対して、全てパーフェクトにはなりません、例えば車の電気自動車への計画的な移行ですとか、電気を小まめに消すだとか、ひとつひとつの小さい取組をこの行政改革としての姿勢と総合計画の施策とを連動させながら、やはり意識づくりを最初に行って、そこから出てきた結果において、こんなことやってみよう、あんなことをやってみようという組織が少しずつ成長できていったらというふうに考えております。

したがって、具体的に今こういうルールを新しく決めますというのは、結論から申し上げますとないんですが、そういう取組の中で一步一步成長していけたらと考えております。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。ありがとうございます。

いろいろ、私は特に応援したいというのは、この失敗を恐れずというところだということをおし述べました。よその自治体さんだと、例えばこういった思い切ってチャレンジしたことに対して、職員同士で「いいね！」じゃないですけども、そうやってたたえ合う仕組みだとかそういうのもよく聞くじゃないですか。そんなことも含めて、ちょっと新しいことが始まっていったらいいなと、応援したいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚です。

大変ご苦労されて、時間もかけて、またこの計画、第8次御宿町行政改革大綱の検証をして、そして第9次をつくったということなんでしょうけれども、この第9次の一番のあれは、町民の声をお聞きして、町民と寄り添った改革をしていくというようなことが非常に鮮明に書かれ

ております。町民の声は、我々議会においても発しております。個人の意見ばかりじゃなくて、町民の声を聞いて、この議会においても発議したり、お願いしたりしています。

ですので、昨日もそうですけれども、一般質問する内容の中にはそれぞれ、町民がこう思っていますよ、町民のためにこうしたらどうですかという提案をしているわけですね。ですから、その提案に対して、実際にそれを受けた行政の皆さんが、それにおいてこういうふうにしていましたよ、こういうふうになりましたよという報告、結果が出てきていないんですよ。

ですから、この結果、こういう検証をして、その結果こういうふうになりましたと言っはいますけれども、日々のこういった、年に4回しか定例議会は行われませんが、そのほかにもしょっちゅう出入りしているわけです、議員さんはね、いろんなご用があって。そのときにやはり、仮にこういうことを提案したのにもかかわらず、その結果善処します、また考えておきますとかいろいろおっしゃいます。だけど、その結果が示されていないと。ですから、何回か繰り返して一般質問して聞くわけですが、そのことに関して、私はやはり議員さんは町民を代表して、こうして皆さんにお願いしたり、また皆さんの決めたことに関して賛否をしているわけですから、ですから、ぜひ議員さんの提案したことに関しては皆さんでやはりそれは検討する。そして、担当課長だけじゃなくて、検討した結果は、議会が近ければ議会で発表してもいいです、報告してくれてもいいです。それがなかったら、事務局へ、こういうことでこういうお話があったのはこういうふうに協議をして、こういう形で今進行していますとか、これについてはやはり金がないというようなこととか、予算が伴うのでこれも検討を今している最中ですか、そういうようなことをやっぱり報告すべきだと思うんですよ。

そうじゃないと、我々がこれを見ると、町民と寄り添って、町民の声を聞いてと。町民の声、だから町民一人一人の声を聞くことは大事だと思うんですよ。だけど、我々は町民が声を発せられない、皆さんに言って話をできない部分を言うわけですから、こういうことを聞いてください、こういうことではどうでしょうかと、そういうことを伝えてくださいと、我々は伝えるわけですよ、議員さんは。ですから、それは議員さんの言うことも町民の声ですよということを行政側は認識していただいて、ですから、議員の言うことを絵空事だというふうに思わずに、町民の声だという思いで、やはりこの新しくできたこの大綱の中にもありますけれども、それに従って、そうすると私は意思の疎通ができるというふうに思っておりますので、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ありがとうございます。

今回、行政改革大綱にも掲げさせていただいておりますが、住民に寄り添って、住民の方の声を聞くということにつきましては、今、貝塚議員さんご指摘いただきましたように、一方通行であってはなかなかその意思疎通も図れませんし、寄り添う、声を聞くというふうにはなかなか実現ができないものと考えております。

今、ご指摘いただきましたように、やはり対話といいますか、いただいた意見に対してできるもの、できないもの、時間がかかるもの、すぐに対応できるもの、いろんな意味でお話合いをしながら、じゃ、こうしよう、ああしようというところが解決につながっていくものだと考えておりますので、そういったところをしっかりと大事に、組織全体としてそういう取組をしていけるように努めていければと考えております。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 今課長がおっしゃったとおり、基本大事なことだと思うんです。この地域で、皆で生きていく上において欠かすことのできないことだと思いますので、ぜひその心を忘れずに。それは執行側だけじゃないですよ、議員さんもそうですから、同じ考えで。やっぱり町民を代表して、町民の声を行政に伝えて、それで反映するんだと。そして、社会全体で、この御宿町で生活している人たちが元気で豊かな気持ちで過ごせるような、そういう行政運営が必要であって、ですから、根底にあるそういう気持ちをこの第9次御宿町行政改革に盛り込んだというふうに思いますので、ぜひよろしく、その考えでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

9番、伊藤さん。

○9番（伊藤博明君） 一点だけ伺います。全町公園課の課長にちょっと聞きたいんですけども、この自然、ミヤコタナゴの件について、自然保護の関係で、保護をやっているのに対して何をやろうとしているのか、何か考えがあったら教えてください。

○議長（土井茂夫君） 伊藤さん、すみません。ミヤコタナゴは、ほかのところでまたあります。今は、ちょっと行政大綱なものですから。後ほどまた質問したほうがいいかなと思います。むしろあしたになっちゃうかなと思うんですけども。

（伊藤議員「じゃ、簡単に言えることだけれどもね」と呼ぶ）

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

(午前10時39分)

○議長(土井茂夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時52分)

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第10、議案第17号 第5次御宿町総合計画の策定についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) 議案第17号 第5次御宿町総合計画の策定についてご説明いたします。

第5次御宿町総合計画(案)をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

本計画の構成でございますが、序論、基本構想、前期基本計画、資料編の4部構成で策定いたしました。総合計画は町政の運営の基本となるもので、町が実施する施策の基本的な方向性を示す、町政全般に関する最上位の計画で、基本構想と基本計画、及びそれに伴う実施計画で構成しています。

80ページ、資料編の1をご覧ください。

初めに、計画策定の経過でございますが、策定にあたりましては、現行計画の評価、検証はもちろんのこと、統計整理や社会潮流の把握など基礎調査を行ったほか、今後の町づくりの課題や方向性を住民と共有するため、より多くの住民の声を計画に反映したく、5月から6月に住民アンケート調査を、7月に町づくりワークショップを行い、その後各課長で構成する本部会や各分野の代表者で構成された諮問機関である御宿町策定委員会にて審議を重ね、令和5年1月にパブリックコメントを行いました。1件の意見提出があり、それを踏まえて計画の素案を策定し、2月15日に策定委員会の答申を受け本計画案を策定いたしましたので、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、計画（案）の内容をご説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

序論でございますが、第1章、計画の策定にあたってでは、計画策定の目的や構成、期間等を記載してございます。現行の第4次総合計画が今年度をもって終了となることから、新たに第5次総合計画を策定するもので、基本構想は令和5年度から令和12年度までの8年間とし、本町が目指すべき将来像を示し、その実現に向けまちづくりの基本目標などを明らかにし、基本計画の方向づけをするものです。

基本計画は、急速に変化する社会情勢に柔軟に対応するため、前期基本計画を令和5年度から令和8年度、後期基本計画を令和9年度から令和12年度までと、それぞれ4年間の計画としており、基本構想を実現するため、分野別の主要施策や目標を体系的に定めるものです。

実施計画は、それぞれの基本計画の具体策を示す附属書類的性格のもので、計画期間は基本計画に沿って前期、後期とも4年でございます。第5次総合計画の計画期間につきましては、現状の課題と総合戦略や町長の任期等を踏まえ、10年間から8年間と計画期間の見直しを行っております。

4ページ、5ページをご覧ください。

第2章、まちづくりの背景といたしまして、社会潮流、御宿町の概要、住民の思いの3つの視点を記載してございます。

平成25年度にスタートした現行の総合計画が今年度で10年を迎え、これまでの間、急激に進行している少子高齢化や人口減少社会への転換、頻発、甚大化する自然災害に対する防災意識の高まり、新型コロナウイルス感染症等による価値観や住民ニーズの多様化、脱炭素社会の実現とSDGsの推進など、社会情勢は大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、本町が将来に向けて、豊かな自然を守りつつ、住民が幸せを実感し

ながら暮らすことができる持続可能な社会を実現していくためには、時代の潮流を的確に捉えながら、住民とともに協働のまちづくりを推進していく必要があることから、社会潮流として7つの視点を記載してございます。

7ページから16ページは、人口や仕事の状況など、統計資料に基づいた御宿町のデータをグラフで示してございます。

17ページから19ページは、住民の思いといたしまして、7月に開催しました町づくりワークショップで出された御宿町の未来の姿と住民アンケート結果の抜粋を記載してございます。

次に、基本構想でございますが、22ページをご覧ください。

まず、第1章、この計画で目指すものとしたしましては、まちの将来像と人口フレームを記載してございます。これからの町づくりには住民の参画が必要不可欠であり、住民の参画を進めていくためには、住民にとって共感、共有できる町の将来像を設定することが重要と考え、将来像のキーワードを引き出す、住民一人一人が主体的に取り組めるワークショップを実施いたしました。

本計画の基本構想における御宿町の将来像でございますが、『ひと・マチ・自然がつながりつなげる「ちょうどいいまち」御宿』といたしました。この将来像は、町づくりワークショップで、「御宿町のよいところ、強みや魅力は。」というテーマで、参加者の皆さんから多く出されたキーワードを踏まえて定めたものです。「ちょうどいい」とは、住民にとって様々な点で心地よさや満足感を得られるといった意味合いを総称したものです。町づくりワークショップにおいて、御宿町は、都心から遠過ぎず近過ぎず、にぎやか過ぎず寂し過ぎず、住むのに本当に心地よい、ちょうどいいまちといった意見が多数挙げられ、住民の御宿町に対する郷土愛、満足感、誇りがぎっしりと詰まった住民の思いを表現したものです。

また、このちょうどいいまちをこれからも持続させ、未来へとつなげていくためには、住民、若者、高齢者、移住者、来訪者などの人と人が、また町や御宿町の強みである自然が様々な形でつながり合って、そのつながりをつなげ続けていくことがとても重要だという意見が多くあったこともあり、繰り返しになりますが、本計画が目指す御宿町の将来像を、『ひと・マチ・自然がつながり つなげる「ちょうどいいまち」御宿』と決めました。

続いて、23ページには、人口フレームを示してございます。

平成27年10月に策定した御宿町人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の推計では、グラフの青い線のとおり、40年後の2060年には約3,000人まで御宿町の人口は減少すると推測されています。御宿町の人口動態は、自然動態のマイナスが大きい

ものの、社会動態がプラスで推移していることから、減少そのものは近隣市町と比べますと緩やかではございますが、人口減少は今後の町づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念されますので、町が目指すべき将来の方向性として、1つ目、子育て世代が安心して子育てできるまちづくり、2つ目、町の魅力をアップさせ、移住・定住したくなるまちづくり、3つ目、産業を軸とした雇用創出のまちづくりを掲げ、人口減少対策の施策を引き続き推進することで、合計出生率を向上させると仮定し、新たな人口推計を立て、本計画終了の2030年の町の人口を6,000人以上と設定いたしました。

次に、24、25ページをご覧ください。

第2章、まちづくりの展開では、町の将来像を実現するための目標の柱とその施策、横断的な視点を記載してございます。7つの目標の柱は、現行計画の構成を引き継ぎつつも、「つながる、備える、支え合う、育む、引き継ぐ、住まう、生み出す」といった分かりやすい単語で構成し、各柱には24項目の施策を設定させていただきました。また、新たな視点として、社会潮流を踏まえたまちづくりに対応するため、SDGsやDX化の推進、地方創生、With/Afterコロナといった横断的視点をもって各施策に取り組むものとし、26、27ページに詳細を記載してございます。

29ページからは、前期基本計画となります。

本町が目指す将来像を実現するために、基本構想でお示しした7つの柱について、分野別の施策の推進を図っていくこととして基本計画を整理してございます。

30、31ページをご覧ください。

見開き左ページ上段に、目標の柱ごとの施策とその施策に関連するSDGsの17の目標のアイコンを示し、施策の方針を定めております。その下に現状と課題、そして右ページには課題を解決するための町の取り組むべきことを記載しており、点線で区切ってある主な取組として、具体的に取り組んでいく事業を記載してございます。

また、今回新たに右ページ下段の網かけ部分に、『私たちにできること』という項目を設けました。これは、住民との協働によるまちづくりを推進するにあたっては、住民の声を聞くことはもちろん、住民の皆さんが自ら町づくりに参加するという視点を持ってこの取組を進めていくことが重要であると考え、町づくりワークショップにおいて「住民の皆さん自身でできる町づくりの取組は」をテーマに意見交換をし、出された意見を掲載するために設けたスペースです。

以上のようなページ構成で、30ページから77ページまで、目標の柱7つにひもづけた24項目

ごとに記載をしております。

最後に、79ページからの資料編には、計画策定の経過、住民アンケートの結果及びワークショップの結果、御宿町総合計画策定委員会の名簿等を掲載してございます。

続いて、資料として添付しております第5次御宿町総合計画前期実施計画（案）のご説明をいたします。

前期実施計画（案）の1ページをご覧ください。

実施計画の概要でございますが、前期実施計画は、前期基本計画で主な取組として示すものうち主要な事業を記載し年度ごとに示したもので、重点施策、重点課題、推進施策の3つに区分いたしました。

2ページの上段には、町の現状を記載いたしました。

高齢者福祉や扶助費、公共施設の老朽化や光熱水費等管理的経費の伸びなど、経常的な経費が増加し、財政の硬直化が懸念されることから、社会潮流に対応した横断的な視点でのDXや人口減少対策、SDGsの取組を加えて施策を進めていく必要があることをお示ししています。

中段には、こうした町の現状の中で、財源フレームも含め協議調整が必要な重点事業について表でお示ししてございます。この表に掲げた重点事業は前期基本計画に記載しており、重点施策として実施するものは赤字で、重点課題として位置づけているものの引き続き協議、調整を要するものは黒字で示してございます。

3ページは、2ページの表に記載した重点施策と重点課題を年度ごとに分けて整理いたしました。上段の赤枠の囲みが重点施策、下段の黒枠の囲みが重点課題です。

4ページは、基本構想に記載しております人口フレームを再掲し、5ページは、期間中における4年間の財政推計を記載してございます。財政推計は、令和5年度については当初予算計上額を反映しておりますが、それ以降の年度につきましては一定の仮説に基づいて機械的に推計したものでございますので、将来の予算額を拘束するものではなく、あくまでも現時点での目安とするものでございます。

なお、重点施策及び重点課題につきましては、現時点で実施年度や事業費の見積額が定まっていないため、財政推計には反映しておりません。したがって、これらの事業を実施するには、その時点で財源調整と併せて他の事業の見直しや先送りの検討を行い、優先度を踏まえて、一つずつ確実に実施していく必要がございます。

6ページ以降は、7つの柱における取組の中で実施年度を整理して推進する事業について記載したものでございます。推進施策は、現行の後期アクションプランと同様に、実施年度に丸

印を記し、実施内容を備考欄に記載しております。それぞれの事業費は、毎年度の予算に計上し、議会のご審議を経て決定することとなります。

最後に、策定委員会におきまして、町民にこの計画を読んでもらうためにも、全戸配布できないかといったご意見をいただきました。本計画の策定にあたっては、冒頭ご説明しましたとおり、町づくりワークショップで住民の皆さんの町への思いをたくさん出していただきました。本計画を一人でも多くの住民の皆さんに読んでいただき、8年後のちょうどいいまち御宿を一緒につくっていききたいとの思いから、概要版となりますが、全戸配布したいと考えています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、伊藤さん。

○9番（伊藤博明君） 先ほどはすみません。ぼうっとしていて、何か間違えちゃって。申し訳ありませんでした。

先ほど言ったようにミヤコタナゴの件なんですけれども、この委員会が2回目のやつがまだやられて……、今期なのにまだやっていないということで、こういう10年に一度の基本計画が出ましたので。じゃ今後どうしていくのかをちょっと簡単に、分かれば現場のほうをまずお願いします。

○議長（土井茂夫君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 全町公園課からは、現場のほうの関係をお話しさせていただきます。

ミヤコタナゴの生息地の保全につきましては、ミヤコタナゴ保護委員会やミヤコタナゴ保存会の皆さんなどのご協力の中で、獣害被害防止や草刈り、水路整備などを行い、生息地の保全に努めているところでございます。

本年11月に実施しました自然環境研究センターの生息地調査におきまして、雄1匹、雌1匹の2匹と非常に少なく、ここ数年の調査でも同様の現状となっております。自然での生息環境は非常に厳しいものと考えております。この保護につきましては、ミヤコタナゴ保護につきまして、教育課や関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、教育課でございます。

文化財としてのミヤコタナゴ保護・増殖事業といたしましては、次年度にビオトープ水槽の設置を公民館に行い、水槽の中で生態系を維持しながら、また産卵先である二枚貝も併せて飼育することにより、御宿産の種を保存する第一歩を踏み出そうとしております。海洋生物研究所や関係者とも情報を密にし、次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

以上です。

○9番（伊藤博明君） ありがとうございます。

この委員会に対しては、いろんな先生方が入ってくれているので、非常に意見を言ってくれるのでありがたいなと思うんですけども、正直言うと、あの先生らの言うことを言っていたら、これ守っていけないよね。そういう言い方を簡単にしちゃいけないんだけど、やっぱりきちっとやらなくちゃいけないところもあるんですけども、今現在の状況を、現場で把握していないから、やっぱりそういうことを皆さんと考えて、委員会で進めていかななくちゃいけないと思うんですよ。

だから、この残り1回の委員会も、3月末になっちゃったけれども、これは大事な話じゃないかなと思うんですよ。私の頭もぼうっとしてきて、さっきちょっとぐちゃぐちゃになっちゃったけれども、やっぱり皆さんと話し合っ、いい話をつくっていききたいなと思っていますので、町長、町長もこれ非常に難しい問題だと言っていましたけれども、これやっぱり県のほうと国のほうにもお願いしたらどうなんですか、今後のことも少しは。これ、話し合っ、って、そういうところも進めてもらいたいなと思っていますけれども、またよろしく願います。それだけです。

○議長（土井茂夫君） 町長、一言何か。

石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご意見ありがとうございました。ご意見に沿って、いろいろと協議を図っていきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

全体を通してすごく読みやすくなったということと、それから課長からも今ご説明ありました、たくさんの町民の方に読んでいただきたいということで概要版を全戸配布していただいたりとか、あるいはこのワークショップでたくさん出たいろんな意見を反映したり、新しいコーナーとして私たちにできることというコーナーをつくっていただいたりと、いろんな工夫がさ

れていて、細かいひとつひとつの項目というよりは、この全体的なつくりとしてすごくよくなったんじゃないかなというふうに思っております。

検討委員会、策定委員会の中でも、私出席させていただいて、お伺いしたことの再確認になってしまうんですが、改めてこの総合計画を町民の皆さんに、なるべく多くの人を見ていただきたい。どんな思いで読んでいただいて、読んだ後こういうふうに行動してほしいとか、こういうふうな気持ちで読んでもらったらというような思いが多分込められていると思うんです。そのことについて改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） ただいまの説明の中でも少し触れさせていただきましたが、ワークショップという、20名から30名ほどでございますが、その方々とお話をしていく中で、住民の皆さん、それぞれいろんな考えや町に対する思いがあるということが充分伝わってきました、今回こういった形のスタイルにさせていただいたんですが、それでもまだ住民の一部の方でございますので。まずはこちらを、概略版という形なので全部は載りませんが、24の施策を少しずつピックアップした中で、私たちにできることという部分は全てのページに載せさせていただいて、ワークショップの中で出たこういう意見もありますけれども、人それぞれ読んだ中で自分でできることということが頭に思い浮かぶと思いますので、まずは町が進もうとしている方向を知っていただいて、この私たちにできることを自分たちでどういったことができるのかを考えていただいて、話していただいて、少しでも実行に移していけたら、移していっていただけたら、一緒に町づくりをつくっていけるんじゃないかという思いを持って策定しておりますので、そうした思いが伝えられるような形でお示ししていきたいなと思っております。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。まさに一緒に町づくりをしていきたいという思いが伝わればいいなと私も思っています。

これも会議の中で申し上げました。その思いを伝えるための一工夫というところをやはり、本当に、私、会議の中で、この冊子の冒頭に1ページでもなんていう話もしたんですが、それでなくても、例えば概要版、これからつくる、あるいはその概要版を配布するにあたって、何かペラ一、何かお手紙がつくのか、あるいはお知らせ版に載るのか分かりませんが、今課長がお話ししてくださったメッセージをぜひ添えていただけるといいのかな。あるいは、もっとちょっと細かい話を言うと、私たちにできることのコーナー、今、口頭ではご説明ありま

したけれども、これは町づくりのワークショップで町の皆さんから出たことなんですよという
ような説明も現時点ではないじゃないですか。なので、意地悪な見方からすると、何かこれ役
場の人たちが俺たちにこれしろと押しつけてきているのかみたいなふうにとられかねない部分
もあると思うんですが、いやそうじゃない、これは町の皆さんから、一緒に町づくりをしよう
という人たちの思いなんだよというようなことも、簡単でいいので何か伝わるような配布の仕
方ができるともっといいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） こちらの議案に提出しましたやつは、あくまでも内容が分
かるようなものでございまして、最終的な製本の中では写真を入れたりとかという中に、本編
のほうは冒頭のページに、概要版につきましては裏表紙に、今お話しさせていただいたような
メッセージをつけた形で配りたいなというふうに思っております。

私たちにできることにつきましては、再度、まだ製本前なので、その部分につきましては、
また表現の仕方について内部で協議させていただきたいと思っております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 私も総合計画のメンバーで、何回か出席しておりますので、中身は
ある程度理解をしているんですが、すばらしい内容、計画、私も大賛成でございます。という
前提で二、三、この作成にあたって、二、三質問をさせてもらいますと、先ほど議決すべき事
件の条例の2条1項に基づいてという話があったとおり、我が御宿町は、総合計画は実施計画
まで条例に載っておりますから、かなり大きなボリュームですよね、実施計画まで。これには、
かなり人的コスト、それから財政的コスト、時間的コストがかかっているのではないかなと思
います。

あの委員会ではちょっと、ほかの人たち、一般の人たちがいらっしゃったから質問できな
かったんですけども、これは例えば基本構想、基本計画、実施計画と3つやってしまうと、か
なりの人的なあるいは時間的な、それから財政的なコストがかかっているんじゃないかと。こ
れは、恐らくコンサル入っていますよね。これ、どれぐらい入っているのか、コストがかかっ
ているのか。あそこでは聞けなかったのでここでお聞きしますけれども、どうなんですか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 委託業者への支払いは693万円でございます。

○10番（堀川賢治君） 相当、それ693万円ですね、コンサル。これは基本構想、基本計画、実施計画、3つ含め……。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 3つとあと……

（堀川議員「3つで630」と呼ぶ）

○企画財政課長（金井亜紀子君） そうですね。あとはワークショップとか、ああいったところの関わりもお願いしてございます。

○10番（堀川賢治君） 分かりました。かなり私も前から気になっていまして、この総合計画が、国が2011年に総合計画を義務づけないということを出したのもそこにはあるんですよね。ですから、これは今財政的なコストの説明があったんですけども、それ以外に企画課のほうでかなりの人的コストがかかっていると思うんです、時間的コストも、思うんですね。ですから、私のこの問題については、もう一度、本当に実施計画まで必要なのかどうかと。実施計画に代わるというのは、年度計画あるわけですから。

それともう一つは、途中でリーダー、首長が替わると、うちでいうと町長ですけども、町長が替わると。町長の住民との約束がありますよね。またこれ見直さなきゃいかんでしょう。私はそうなってくると思うんですよ、公約してくるわけですから。公約をして、私は御宿町のリーダーになりますと公約をして、それにはこういうことやりますと約束するわけですから、町長は。我々住民は、一議員は違いますけれども、それをもってやらなかったら、町長になる意味がなくなっちゃうんですね。そうすると、この問題は途中でまた見直さなきゃいけないという事態が起きるんじゃないのかなというふうに思います。だから、そういう意味において、この総合計画についてはもう一度根本から見直していく必要があるんじゃないかなと。

これは、行政だけじゃなくて議会も一緒なんですよ。コスト六百何十万円というこれは4年に1回かかってくるわけか。まだこれ以外に創生総合戦略があるじゃないですか。これは令和3年に変えていますよね、2期を。また、先ほど総務課長から説明があった行政改革もあるわけですから、こういうものが、我々この御宿町のこの規模としてどれぐらいのこういう計画をつくるべきかと。メリットとしては、確かに今いろいろ説明があったとおりです。メリットあるわけですから。それとコストですね。それで、コストに見合うような体制づくりというのはもう少し考えるべきではないのかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。難しいですか。

○議長（土井茂夫君） 町長、どうですか。町長、答えは。

企画財政課長、先にどうぞ。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 昨日、堀川議員さんのご質問にもありましたとおり、総合計画、地方自治法の位置づけとしては変わっておりまして、自治体である程度自由な形でできるようにはなっておりますので、自治体においては基本構想と基本計画しか策定しない自治体も確かにございます。

現状として、御宿町はこの3本の形でいくという中で、ただ自治法が改正した翌年に町の条例が定められた中に、3本の計画ということで位置づけされておりますので、今後この辺はどうなっていくのかというのはちょっと私の立場ではお答えできませんが、現状としては、この御宿町としては3つの今までの形の実施計画まで含んだ策定ということで進んでいるということでございます。

○10番（堀川賢治君） おっしゃるとおり、課長に今そうしなさいと私は申し上げるつもりはございませんし、条例がありますから、守らないといかんわけですね、課長の立場では。だから、私はそれはそれとして認めた上で、こういうことを検討する必要があるんじゃないかということを今日は提言をさせていただいて、終わります。よろしいです。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

まだ時間があるので、ゆっくりやりたいなと思うんですけども、あまり細か過ぎると夕方までやれちゃうので、それやらないですけども、ざっくりなところで、一番最初、ちょっと前段の議員さんからあれで、うちの職員もなかなか大したものと思ったらコンサルが入っていたと言って、ちょっとずつこけた話もあって、でも、事務方の考え方とか、このきれいなづくり方って、やっぱり役所の職員しかできない分野、餅屋は餅屋というか、僕らとか民間の企業でこういうものってなかなか苦手な分野なので、ただそれはそれとして10年前から言っていますけれども、これ町長に言いたいんですけども、ランドデザインをしっかりと決めないと幾らここにいいことを書いても、住民に配る前に、昨日もちょっと僕感じたんですけども、駅裏、駅裏と言っちゃまずいんだ、駅西側の休耕地ですね。あまり膨らませたもので、移住定住とか考えてはまずいですよ。

我々の業界だと、それ誇大広告になって詐欺とかの類に入って、できないものをできるとか、駅の西口ができるとか、あまり言って膨らませちゃうと、それはちょっと何かに引かかるようなこともある。できることならいいんですけども、全くちょっと今のところ、僕の感じか

らすると、ちょっと駅裏は厳しいみたいな感じするんです。

移住定住の前に人口フレーム、これ令和、2020年の、これ23ページですけれども6,874人。御宿町、ここ数年ちょっと人の出入りが結構あって7,000人をキープしているんですよ。7,000人をキープすればいいという問題じゃなくて、別に5,000人になったっていいんですよ、人口は。何か無理くり子育て世代とかそういう人たちを、ニンジンぶら下げて呼んだところで、そんなの長続きしないので、やっぱり、いい人来ていますからね。

この間、新聞記事で、瀬戸内のある町でやっぱり富裕層が何十人か移住しただけで何十億か財政が増えちゃって、何に使おうかみたいな羨ましいような記事が載っていましたがけれども、まさにそのとおりで、御宿町のほうにも何か著名な方もいらっしゃる。アーティストレジデンスという言葉もあるんですけれども、アーティストだとか有名人を住ませるのも一つのステータス。僕も物好きなので、人と同じことはあまりやりたくないで、あまりニンジンぶら下げての移住定住というのはあまりぴんと来ないんですけれども、実際にいい人たちは来ているので、その人たち、やっぱり成功者、50代ですね、皆さん。成功者なので勝ち組、今で言う勝ち組で、面白いですよ、話をしていると、楽しいから。そういう面で、何かあれば紹介したいと思っているんですけれども、考え方からして、今、僕も迷うところもあるんですけれども、やはり人口減はもう加速、特に隣のいすみと勝浦、相当な加速した人口減になって、過疎地域指定されているようなあれなので、一つは合併という道を歩まなくてはいけないんじゃないか。

先進地とかの事例からいえば、郡があって、アメリカの話ですけれども、3,000人とか5,000人の村というのは幾つもあるわけ、ああいう巨大な大陸ですけれどもあるわけで、何でそういうところが持ちこたえているかという、週末族がいて、その人たちが町にお金を落として、週末になると3,000人が5,000人ぐらいに膨らむようなところが村として生き残れるわけです。

御宿の場合もそれに当てはまるんじゃないかと思って、わざわざ別に、今移住してくれと言ったって職はないし、じゃ教育の面でたけているかという全くそんなことはなくて、その辺も皆さん、子どもさん持っている方たちは悩めるところで、やはり、ハードじゃなくて教育ソフトのところを充実させないと、別に校舎建てたからって来ないですからね、人は。自然環境は、確かに御宿はいいので、そういう人たちの意見は、静寂な町で、別に人口が減ろうが、自治体が持ちこたえてくれれば別にそれはそれでいいんじゃないですかと。

やっぱり、真っ二つに分かれるわけで、これは近隣の市町村との話もあるので、我が町だけでは語り切れないんですけれども、そういう面でこのフレームが出来上がって、僕は実践というか稼ぐ行政になってほしいわけです。要するに、うちのほうの町有財産って意外とあって、

移住定住を推進していても、これも何度か前にも話しているんですけども、現物がなくて、移住定住を促進しているのに、何で土地とか一軒家だとか、中古の、何で出せない、おかしいじゃないですかということによく言われるんです。フレーム的に空き家バンクだとか、そういうものはある。これ、もう全く機能していない、申し訳ないけれども機能していないので、新たにやっぱりその辺はもう、自分らで売れないんだったら不動産業界の人たちを入れるとか、別に僕が稼ごうからそういうことを言っているんじゃないで、お客様の声なんです。一等地でも、大金かけて地籍測量は今、浜・須賀のほうやっていますけれども、4年がかりでそれ確定することを待っていたら日が暮れちゃうので、これから、もうピークは終わっている、コロナ禍明けて、多分もう都内は空き出すと思うんですけども、田舎のほうは意外と、みんな移住定住で住みたい街とかというあれだと言っているけれども、実際は大した数じゃなくて、大して、目減りしちゃっている。

そんな中で御宿町は別に、コンパクトな町で、すごくいい印象があるんです。だから、そこを全く、今年度も町有地の売却ってあまり聞いたことないので。持っていたってしょうがないといえばしょうがない話で、家もそうなんですけれども、一般家庭も、現金に換えていったほうがいいですよ、キャッシュに、絶対。ウィン・ウィンの関係でやっていったら、そのほうが絶対がいいので、まずは企業誘致と言うんだったら、現物の海の見えるこういう場所を町が提供すればいいだけの話で、あとは、別荘だたらこういうところどうですかみたいな、空き家バンクとか回っていたら日が暮れちゃう話で、全然進まない、その辺を来年度は強化してほしいなというちょっと希望があるんですけども、ちょっとざっくりな話になっちゃってあれなんですけれども、まずは移住定住を掲げるんだたら、御宿の売りは何なんだと。現物を町のほうで、やはり企業用地はじめ、住宅用地はじめ、別荘用地として出さない。

町長、1年前にその辺も言っていて、不動産会社の人たちと協力してもらっていて、全くそれ何もなかったですよ、1年間、それ。僕もその業界の中の一人なんですけれども、全く相談されたことも、どうしたらいいかなんていうことも、全く集められたあれもなく、その辺は、企画財政の不動産担当の人たちよりも、皆さんそれぞれ個性があるプロの人たち、何社かいます。大手もその中に入っている、全くそれ今年度一回もなかった。それ、約束違反ですよ、不動産業界の人たちに聞くと。

それも難しい話があって、じゃ誰がまとめるのみたいなこともあるので、その辺に関して、移住定住を掲げるのであれば、まずは不動産会社はじめ、建設業者はじめ、町なかに携わっている人で、どうしたらその辺を動かしていけるのかやらないと。全然この1年見ている限りだ

と、町有地の売却で動いたの、全く本当にほとんどないに等しいわけで、積極的に、前に売りになっていたところですら今そのまま放置みたいなどころもあるので、それはおかしいんじゃないかなみたいなことを思っているのです、その辺で、ちょっと町長のほうに見解を求めたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご意見をいただきましたけれども、初めに、先ほど堀川議員さんが言われていました関係で、この総合計画については、確かに首長が替わったときに、やはり公約として上がってくるので、それなりの変化というか実際には出てくるかなと思っております。そういう中でいろんな計画があって、関連性あるいは連動性があるわけでございますけれども、それはひとつひとつ認識しながらしっかりと進めていかなきゃいけないなと思います。

この総合計画についての私の正直に感じていることは、非常に、あまり大上段じゃなくて、非常に背伸びをしなくて、「ちょうどいいまち」という表現でありますけれども、かなりワークショップをやった中で、非常にボトムアップというか、町民の皆さんのかなりのいろんな意味の意見が創出されてきたのかなと私は思っていて、ぜひこれを一つの基本として政策を進めていきたいと思っているところでございます。

それと、今、滝口議員さんからいろいろ言われましたけれども、人口減少問題については、やはり各自治体がいろいろ直面している、一番私は大きな課題と言ってもいいんじゃないかと思えます。日本全国の、日本の人口がもうずっとこれから減るわけなので、1つの町の人口だけ増えるというのはもう考えられないんです。ただ、やはり昨日も申し上げましたけれども、人口が増えるといいますか、維持するといいますか、やっぱり一人一人の皆さん方々が住んでいただけるということは、それなりにやはり町の活力につながるもので、これは当然政策としてはやっていかなくちゃいけないんじゃないかなと。

この中にもございましたけれども、自然減少、社会減少を見た場合に、かなり自然減少の減り方が非常に大きいんですけれども、社会減少で幾らかプラスになっているので、周囲の自治体とその辺がちょっと違いますので、減少傾向が少し緩やかになっているということがあると思えます。

私の考えは、やはり人口が幾ら減っても自治体はなくならないと思えます。存続しますと私は思っています。そういう中で、合併とかそういうのは全く私も考えておりませんが、やはり御宿町という町がしっかりと立っていかなくちゃいけないなと思っております。そういう意味で、少しでも町の活力を維持するとか、やはりそこに住んでいる人が一日一日、一

年一年、本当に一生の人生を、活力ある元気な人生を送ると、生活を送ることが非常に重要じゃないかなと。そういう意味で、この人口政策といいますか、対策をいろいろやっていきたいなと思っています。

駅裏の關係に、駅の西側の遊休地の關係につきましては、昨日も申し上げましたけれども、やはり御宿台区というすばらしい住宅街がありますので、住居環境がありますので、またこども園もあのようにありますので、この辺をしっかりとPRしながら、少しでも多くの転入者、移住定住者をお迎えするために、駅西側の遊休地を何らかの形で活用させていただいて、結びつけていきたいなと。

今、ちょっと滝口議員さん触れましたけれども、駅の西側に改札口とか、そういうことは私自身は全然考えておりません。非常に、やっぱりJRとの協議の中でも非常に大きな財源が必要でありますので、何年か後にどんどん遊休地が改善されていって、活気が出てくればその先にまた考えられるかも分からないけれども、現時点では全くそういうことは私は考えていません。

そんなことで、それと空き家の活用ということで、昨日も申し上げましたけれども、非常に大きな隠れた財産というか宝だなと思っておりますので、ぜひこれは、おっしゃるとおり、私なかなかこれまでのこの1年間あまり動かなかったんですけれども、何らかの形で、不動産をやられている方々は何名かいらっしゃいますけれども、協議の場とか打合せの場とか、いろいろ持たせていただいて、ぜひこの掘り起こしといいますか、活用の仕方なども研究、検討していくことができたかなと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 滝口です。

大体、1点はその辺なんですけれども、駅裏の、西口改札なんていうのももう何十年前の話で、今、別に町長が言っているわけでもないのだからそれはそれとして、附属の部分の、あったら西口の休眠地が、何か公園とかあったらいいねの話なので、今、だから求めている人たちは、現物を出してくださいという話なのです、切実な。

御宿町って物件が、空き家だとか空き地、いっぱいあるんです。いっぱいあるんだけれども、売りになっていない、民地も。町有地で売れるところも、今、地籍測量、肝心な所かけていますけれども、全て物件なんです。現物出さないと、幾ら来てくださいと言ったって、みんな今多いのが、南房総市だと館山に結構行くパターンが多い。下から上ってくるパターンも多い。

僕は御宿に執着しているので、御宿のよさを愛している。悪いですけども、地域おこし協力隊の方がちょっと来て、ちょっと語れるようなものとは物が違うんですよ。自分で自慢する、誇示するわけじゃないんですけども、やっぱり人に与える影響が大きいんですよ、完全なるローカルですから。もうすごい御宿の宣伝マンとしてやっている。

ただ、民間企業からいくと、何度も言うんですけども、役所と一緒に仕事をやるのって、入札だとかそういう人たちは別として、やりにくくて煙たがるんですよ。だから、その辺を柔らかい形で、例えばの話、貝塚議員さんなんかよく言う町づくり会社が間に入らないと、事業進まないんですよ、きっと。何度も言うんですけども、やりにくいんですよ、行政と。スピード感が違うから。もう死活問題なので、我々、民間というのは。もう借りて借りっ放しで、家賃をほったらかしちゃうようなことなので、首くくるようなものなので、その辺の認識の違いもあるので、その辺の充実も、それはちょっと総務課長に何度も、ゆっくりでいいからやってくれないかと。そこがないと、多分町長が不動産会社とか回ったとしたって、みんな受け入れられないですよ、面倒くさい話なので。別に行政に頼らなくても、俺たちやっていけるので、善意で議員もやっているしみたいな形で、そういう在り方が一番いいんじゃないかな。

担当課との話じゃ、これ絶対事業無理と結論づけちゃいましたので、その辺の、何度もDMOの開発は1年がかりでちょっとそれはやっていただきたいということを思うわけです。そこには、隣の北村議員が、今学校のことで話しちゃいますけれども、それは点として、学校問題だけじゃなくて、事務方なんか縦割りで分かれていますけれども、町長はそこに御宿高校の普通教室棟の問題だとか、昨日も出ました岩和田小学校の問題も全体的にひっくるめて、何度も言いますけれども、ランドデザインでそういうものを、できれば模型、できなくても平面図で絵を描いて示さないと、だから、任期途中で替わったらどうだという話もありますけれども、公約というのは1期4年でやるのが公約なので、できなければできないで、しょうがないと言っちゃそれはまずい話なんですよ、そのままスルーしちゃうわけですよ、次の人がまた違う考えで。

でも、でかい基本コンセプトというのは、僕は御宿の場合ってそんなに崩れることはないの、誰がやったとしても。海岸線の、海が最大の資産で、もうそれ以外に何もないので、そこだけだから、そこだけを崩さなければそんな崩れることはないと思っているので、それは心配要らないかなと。

その辺に関して、民間の人たちの、これは僕の意見じゃなくて、何人か聞いた中での意見なので、その辺です。何度も聞いてるんですけども、ちょっと総務課長からその辺のDMOの

話は。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま、滝口議員さんのほうからいただきましたご意見、夷隅地域全体を通して、今いただいたような、行政とやっぱり今進めようとしているこの移住定住、いわゆる不動産の問題や空き公共施設の問題、それからそういうものをどう観光振興につなげるのかというところは、やはりこういう地方の団体については共通した課題がございます。

一方で、そういう中でこの夷隅地域については、例えば1個の形態ではございますが、DMOというような方式によって、かなり全国的にも進んできているような状況の中で、夷隅エリアについてはそういう部分がなかなか進んでいないという実態については課題として把握しております。

ついせんだっても、郡内共通の、千葉県が間に入りまして、夷隅地域全体で統合してDMOの設立等に向けて、今滝口議員さんがおっしゃっていただいたような内容について、解決しやすい組織づくりの設立に向けて動き出しましょうということで、県のほうからもお声かけをいただいたところでございます。

そういう部分で、しっかりと他の団体にも後れを取らないように、今いただいたように、やはり行政がやりますとどうしても条例や法令に基づいた手続の中でタイムロスもございますので、そうしたDMOのような組織を使った中で、今ある実情の課題を解決して、できる仕組みづくりについては検討してまいりたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

あと1点だけなんですけれども、今、隣の北村議員なんかよくフィルム・コミッションだとか、そういうDMOだとかあるわけで、そこには、やはりいつときコンサル入れてにぎわって、金の切れ目が縁の切れ目で、そのコンサルはまた違うところに移動するというあれもあるんですけれども、たまたま茂原の方なんですけれども、全く別の仕事で、民間でやっているフィルム・コミッションを立ち上げている人もいて、やはりお金稼がなきゃ存続できないので、それは営利もあるんですけれども、町づくりもあって、なかなかやっぱりそういう人もいるということが分かって、本来ならそのフィルム・コミッションなんか、商工会だとか観光協会とかを当てにせずに、民間の人がやってくれたらいいなとかと思うわけですよ。

僕見ていて、この間もちょうどジャニーズのなにわ男子の、すぐ名前忘れちゃうんですけれども、御宿に撮影に来ていて、女子高生だとか、うちの娘なんかも付き合いで行って、たまた

ま目の前で会話もできたという話があって、田舎に住んでいると、楽しみってある意味そんなぐらいしかないと言っちゃ悪いですけども、自然はあるんですけども、芸能人だとかそういうのを間近で見られるとすごい何か活力が湧くというか、すごいハッピーな気分になるような、それが笑顔の町づくりなんじゃないかと思って、インフラ整備を、例えばの話、これ細かくなっちゃって、ちょっとあと5分のあれなんですけれども、海岸通りのヤシの木だって、あそこを再生すれば撮影がばんばん来るようなところになるはずなんですよ、多分。

だから、やっぱりインフラ、肝心なところのインフラ整備は必要だし、じゃ、子どもたちだとか中高校生、20代の方でまだ御宿に残っている人というのは、そういうのは楽しみの一つなので、結構規制されちゃって、相手の撮影する側からしてみればうざいみたいな感じであれなんですけれども、慣れているからね、相手は。田舎の子たちにとってみれば、もう本当に一生に一度か二度ぐらいしか会えないような、間近で会えて、その辺の態度悪いわけですよ。僕もどなりつけちゃうかみたいなどころまでいっちゃうような、何か素っ気ない態度でやられるんで、ちょっと自分の立場でそれはしなかったんですけども、やっぱり、いいやつはいいやつで終わったらすごい、近くに来ていいよみたいな、やっぱりその人間性にもよるので、撮影部隊の、その辺もやっぱり御宿で取り仕切っているところが、いまいち、観光協会あたりには、役場には、観光課には連絡が入るんでしょうけれども、やっぱりやらせてあげるんだという、僕たちこちら側の強さを出さないと、来てやっているんだみたいな感じでやっているわけですよ、実際。それ、すごい気に入らない、それだったら、もう撮影どこかでやれみたいな感じを受けるわけで、この間もたまたま、財政課長頭抱えていますけれども、空き校舎にちょっと入れないと、せっかく空き校舎で何も稼げないと、お金を落としてくれると言っているのにできない状況があっちゃって、残念だったんですけども、その辺も踏まえて、皆さん今いろんなことを言ってきますから大変だとは思いますが、やはりちょっとそういう何かよさそうな人に意を酌んでもらって、進めていただけたらなと思います。

じゃ、せっくなので財政課長、ちょっと最後に、施設管理という観点で。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 確かに今お話ありましたとおり、目的を終了した公共施設がそのままの状態になっておりまして、また町有地につきましても空き家、空き地がいっぱいある中で、それを財源にということは今回基本計画の目標の中にも位置づけておりますので、それに向かって取り組んでいくということはもちろん必要なのでございますが、今なかなかまだ準備が整っていないところも多々ありまして、そういったお話いただいたときになかなかす

ぐに対応できていない状況もありますが、それぞれの中を整理しまして、できるものから少しずつ取り組んでいけたらと思っております。

施設につきましては、かなり老朽がありまして、前回お断りしたのも非常に危険を伴ったときに、その辺の保証ができないということでお断りさせていただいておりますので、そういったせっかくの機会を逃すことのないように一つずつ精査をしていきたいと思っております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。時間がもう来ていますので要望です。

この計画は非常に見やすく分かりやすい。内容的にもそうなんですけれども、これが4年たったらまた新しくつくらなきゃいけないということで、できればワークショップを継続してやっていただけないかな。住民懇談会もしかりなんですけれども、これを定期的にやることによって、コンサルが入らなくても職員がまとめられるとか、そういった体制づくりができるんじゃないかなというふうに思います。

これはあくまでも要望なんですけれども、4年たってまた新たに考えるとかそういったことではなくて常時やる。この総合計画とかこういったことじゃなくて、ほかにも町はいろいろな計画立てているじゃないですか。そういったことも含めてやるべきじゃないかなということを提言させていただきました。

○議長（土井茂夫君） 財政課長、よろしいですか。一言。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） また4年後に後期基本計画を策定するというので、前回議員協議会でもご説明させていただきましたが、次の後期基本計画は、戦略を含めた形で新しい形で策定をすることを予定しております。2年前ぐらいから、こちらの前期基本計画と総合戦略を検証して、後期基本計画に向けて準備を進めていきたいと思っておりますので、またその時点でこういったワークショップといった手法は取り入れながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時半まで休憩いたします。

(午後 0時01分)

○議長(土井茂夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、伊藤博明さんが退席いたしました。

ただいまの出席議員は10名です。

(午後 1時30分)

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第11、議案第18号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(埋田禎久君) 議案第18号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第3号についてご説明いたします。

このたび提案いたします補正予算の内容は、電力単価の上昇に伴う動力費の増額と浄水場施設の修繕費を増額するものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は令和4年度予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改めるもので、営業費用を425万円増額し、水道事業費用の総額を3億4,987万1,000円とするものです。

それでは、各項目の内容について、事項別明細書により説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、10節修繕費の305万円は、浄水場で除去処理した不純物を排泥池から濃縮槽に排出する管の交換をするため、修繕費を増額するものです。17節動力費の120万円は、昨今のエネルギー事情に伴う電力単価の上昇による電気代の増額です。

なお、本補正予算に係るキャッシュ・フローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

今回は収益的予算に係る補正であることから、I、業務活動によるキャッシュ・フローに影響があり、資金の期末残高は3億3,922万8,112円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第19号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第19号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予

算（案）第3号について説明いたします。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,919万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、総務費及び国保事業費納付金の財源更正並びに令和3年度の特典健康診査実績報告に基づき、国や県に対し交付金等の返還をするものです。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。歳入予算でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は66万円の増額です。保険者の特別な事情がある際に交付される交付金として、電算システム改修費が対象経費となりました。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は272万5,000円の減額です。被保険者の保険税軽減額を繰り入れる1節及び2節の保険基盤安定繰入金並びに3節の未就学児均等割保険税繰入金は、繰入額の決定に伴い、113万2,000円と83万6,000円と9万7,000円をそれぞれ減額するほか、4節の職員給与費等繰入金は66万円を減額するものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は210万7,000円を増額し、収支の均衡を図りました。

8、9ページをご覧ください。歳出予算です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、電算システム改修経費の66万円が歳入の特別調整交付金で措置されたことに伴う財源更正です。

3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付費分から3項介護納付金分までは、歳入の保険基盤安定繰入金の減額に伴う財源更正です。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金の4万2,000円の増額は、令和3年度の実績に基づき、国や県に対し交付金等の返還をするものです。

以上、歳入歳出予算それぞれ4万2,000円を追加します。

なお、本補正予算につきましては、去る2月16日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第13、議案第20号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第20号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ275万1,000円を追加し、補正後の予算総額を1億8,320万4,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容といたしましては、保険料と保険基盤安定拠出金の決定によるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6、7ページをお開きください。歳入予算です。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料の317万3,000円の増額は、保険料の収入見込額が当初見込みを上回ったことによるものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の85万2,000円の減額は、保険基盤安定拠出金の確定によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金の42万8,000円は、前年度からの繰越金です。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金の2,000円は、延滞金の収入見込額によるものです。

8、9ページ、歳出予算でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の275万1,000円の増額は、保険料の収入見込額や保険基盤安定拠出金の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出予算に275万1,000円を追加しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第14、議案第21号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第21号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算

(案) 第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出からそれぞれ220万円を減額し、補正後の予算総額を11億1,130万7,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、地域支援事業における介護予防・日常生活支援サービス事業費、介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費の年度末の執行を勘案した事業の不用額について調整するものでございます。法定負担分として、国・県支払基金からの交付金や補助金、一般会計からの繰入金の減額等を行いました。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。歳入予算です。

1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の26万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免による減です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金の42万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少したこと等による介護保険料の減免による財政措置としての特別調整交付金です。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）46万1,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）38万2,000円の減額は、地域支援事業費において年度末までの執行を勘案し、予算の調整を行うことに伴い、国の法定割合分について減額するものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業費のうち要支援者の訪問通所サービス及び介護予防事業において額を調整することから、50万円を減額するものです。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）23万1,000円の減額、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）19万1,000円の減額は、国庫支出金同様、地域支援事業費において年度末までの執行を勘案し、予算の調整を行うことに伴い、県の法定割合分について減額するものです。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）23万3,000円の減額、及び3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）19万3,000円の減額は、国・県同様の理由から、町の法定繰入れ分について減額するものです。

以上、歳入予算を220万円減額しております。

次に、8、9ページ、歳出予算でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費は財源更正です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の150万円の減額は、介護予防・生活支援サービス利用について、当初予算見込み時より利用者が少なかったため減額するものです。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費の70万円の減額は、要介護4、5の認定者における在宅時利用の紙おむつ等給付事業の対象者が死亡や入院、施設入所等により当初予定を下回ったことによる減額や、成年後見制度利用支援事業の後見等申立て等が見込みより少なかったことによる減額をするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第22号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第22号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ7,443万円を追加し、補正後の予算総額を42億6,991万円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を定めるものです。

第3条は、地方債の変更を定めるものでございます。

それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。

8ページをご覧ください。歳入予算でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税の32万7,000円は、配分額の見込みを踏まえ、歳出の基金積立額と合わせて所要額を追加するものです。

11款地方交付税の3,709万円は、普通交付税で収支の不足に対応するため、補正財源として追加するものです。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の116万7,000円の減額は、老人ホーム入所者負担金及び放課後児童クラブ負担金で、各事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料の145万3,000円は、こども園の途中入所者数が見込みを上回ったことから、所要額を追加するものです。

2項手数料、2目衛生費手数料の120万円は清掃手数料で、事業ごみなどの持込み量が見込みを上回ったことから、所要額を追加するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の34万円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

3節心身障害者福祉費負担金の379万3,000円は障害者自立支援事業に係る負担金で、各事業の決算見込みを踏まえ、所要額を追加するものです。

4節児童福祉費負担金の12万円は、入所数の増加に伴い、所要額を追加するものです。

5節被用者児童手当負担金から7節児童手当特例給付は、いずれも児童手当支給事業に係る国庫負担金で、各事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額及び追加するものです。

2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の341万2,000円の減額は、事業費の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金209万6,000円の減額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定に伴う減額です。

2節住民基本台帳費補助金の162万4,000円の減額は個人番号カード交付事務費補助金で、決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

10ページをご覧ください。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2,842万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した各事業に対し、交付金を充当するものです。

2目民生費国庫補助金の2,630万円の減額は、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象世帯数が見込みを下回ったことから、所要額を減額するものです。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の261万4,000円は、出産・子育て応援交付金事業の実施に係る国庫補助金です。

3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の432万4,000円の減額は、ワクチン接種事業の終了に伴い、決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

4目土木費国庫補助金の74万2,000円の減額は、都市計画関係事務事業費の確定に伴う減額です。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の120万8,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

3節心身障害者福祉費負担金の169万7,000円は、障害者自立支援事業の決算見込みを踏まえ、所要額を追加するものです。

4節児童福祉費負担金の4万3,000円の増額は、入所数の増加に伴い、所要額を追加するものです。8節保険基盤安定県負担金の63万9,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の11万3,000円は、ひとり親家庭医療助成事業の決算見込みを踏まえ、追加するものです。

3節心身障害者福祉費補助金の6万9,000円の減額は、重度障害者医療給付改善事業及びグループホーム運営事業費等支援事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額及び追加するものです。

3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の75万3,000円の減額は、地球温暖化防止対策事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

3節保健衛生費補助金の19万1,000円は、出産・子育て応援交付金事業実施に係る県補助金

です。

4節清掃費補助金の93万6,000円の減額は、小型合併浄化槽設置事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

4目農林水産業費県補助金の128万5,000円は、農地利用集積補助事業費の確定に伴う追加です。

3項県委託金、1目総務費委託金の80万7,000円の減額は、千葉県議会議員選挙に係る事業費の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

18款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の1,000万円の減額は、収入見込みを踏まえ減額するものです。

12ページをご覧ください。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金の32万3,000円は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う増額です。

2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金の1,000万円の減額は、将来の財政需要を見据えるとともに、本補正予算の収支の均衡を図るため、基金繰入金を減額し対応するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の7,076万8,000円は、収支の不足に対応するため、所要額を追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入は、有価物売払い料金や後期高齢者医療給付費返還金などにより、全体で687万6,000円の増額となりました。

5項過年度収入、1目国庫支出金過年度収入の100万円は、令和3年度分の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。

22款町債、1項町債、2目土木債、1節道路橋りょう整備事業債の90万円の減額は、事業費の確定に伴う減額です。

3目臨時財政対策債の1,476万2,000円の減額は、今年度の発行可能額の決定に伴い、差額を減額するものです。

以上、歳入予算に7,443万円を追加しております。

続きまして、歳出予算でございます。14ページをご覧ください。

歳出予算につきましては、事業ごとに説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,170万9,000円の減額となりました。

総務関係職員人件費の136万7,000円の減額は、職員共済費の確定による減額です。

総務管理事務費の151万1,000円の減額は、宿日直業務委託費の確定による委託料の減額です。
電算管理事務費の723万1,000円の減額は、半導体不足による情報系サーバー等の更新が次年度となったことから、使用料を減額するものです。

町民応援商品券発行事業の120万円と家族団らん地域応援食事券事業の40万円の減額は、決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

3目財産管理費の34万6,000円は、庁舎空調設備等の修繕料です。

4目企画費は、1,058万9,000円の減額となりました。

企画関係事務費の100万円の減額は、魅力ある地域づくり補助金の申請がなかったことから減額するものです。

ふるさと寄附受付事業479万3,000円の減額は、ふるさと納税寄附金の決算見込みを踏まえた各費目の減額です。

定住化促進事業の200万円の減額は、企業移転等支援金の申請がなかったことから減額するものです。

地域おこし協力隊関係事業の279万6,000円の減額は、決算見込みを踏まえた報償費の減額です。

6目防災諸費の110万円は、地震の長周期震動階級対応に伴うシステム改修委託料の追加です。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金の1,000万円の減額は、本年度の収入見込みを踏まえ減額するものです。

10目公共施設維持管理基金積立金の3,000万円は、町の課題である公共施設等の維持管理に備えるため、基金への積立てを増額するものです。

16ページをご覧ください。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、国庫支出金に係る財源更正です。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費の162万4,000円の減額は、マイナンバーカード交付事業費の確定に伴う減額です。

4項選挙費、4目千葉県議会議員選挙の131万3,000円の減額は、千葉県議会議員選挙投票日の確定に伴う各費目の減額です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、2,883万8,000円の減額となりました。

国民健康保険特別会計繰出金の272万3,000円の減額は、繰出金の確定に伴う減額です。

ひとり親家庭医療費助成事業の18万5,000円は、ひとり親家庭医療の申請件数が見込みを上

回ることから、決算見込みを踏まえ、扶助費を追加するものです。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の2,630万円の減額は、支給対象世帯数の決算見込みを踏まえた減額です。

2目老人福祉費は499万5,000円の減額となりました。

老人保護措置事業の320万円の減額は、対象者の減少による老人ホーム入所措置委託料の減額です。

介護保険事業の42万6,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

18ページをご覧ください。

地域包括支援センターの84万円の減額は、利用者の減少に伴う地域包括支援センターの各業務委託料の減額です。

緊急通報装置設置事業の52万9,000円の減額は、決算見込みを踏まえた委託料の減額です。

3目心身障害者福祉費は1,747万9,000円の増額となりました。

障害者自立支援給付事業の1,724万4,000円は、サービスの利用実績が年々増加しており、決算見込みを踏まえ扶助費を追加するものです。

重度障害者医療給付改善事業の61万5,000円の減額は、申請件数の減少によるものです。

グループホーム運営事業費等支援事業の85万円は、利用者数の増加並びに支援区分の変更等による補助基準額の増額です。

4目出産奨励費の70万円の減額は、決算見込みを踏まえた減額です。

5目後期高齢者医療の238万9,000円の減額は、広域連合共通経費負担金の確定に伴う負担金補助及び交付金153万8,000円と、保険基盤安定分繰出金の確定に伴う繰出金253万7,000円の減額です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の108万円は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の返還金等です。

2目児童措置費の280万円の減額は、児童手当支給事業における各項目の決算見込みを踏まえた減額です。

3目こども園費は156万2,000円の減額となりました。会計年度任用職員等の勤務日数の減少による報酬及び報償費の減額と、1名の管外委託料の追加です。

4目児童福祉施設費の32万1,000円は、会計年度任用職員報酬と、放課後児童クラブの移転に係る準備のための消耗品費です。

20ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費の88万5,000円は、水銀体温計等の適正処分に係る廃棄手数料です。

2 目予防費は521万2,000円の増額となりました。

母子保健事業の67万1,000円の減額は、受診者数の減少に伴う委託料の減額と、令和3年度母子保健衛生費の確定に伴う国庫支出金の返還金です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の288万5,000円は、今年度のワクチン接種事業の終了に伴い、決算見込みを踏まえた各費目の減額と、令和3年度事業費の確定による国庫支出金の返還金です。

出産・子育て応援交付金事業の299万8,000円は少子化対策の一環として国が創設した事業で、妊娠届出時と出生届出時にそれぞれ5万円を給付するもので、事業実施に係るシステム改修費と給付金23人分を計上しております。

3 目環境衛生費は60万7,000円の増額となりました。

環境衛生事務費の122万6,000円の減額は、勤務日数の減少による会計年度任用職員の人件費の減額です。

地球温暖化防止対策事業の120万3,000円の減額は、住宅用省エネルギー設備設置補助金の申請見込みを踏まえて減額するものです。

公衆トイレ等維持管理事業の303万6,000円は、中央海岸公衆トイレの解体工事費です。

2 項清掃費、2 目じん芥処理費の78万4,000円の減額は、古紙回収等、ごみ収集委託の決算見込みを踏まえ減額するものです。

3 目し尿処理費の181万8,000円の減額は、小型合併浄化槽設置補助事業の決算見込みを踏まえて減額するものです。

22ページをご覧ください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は347万円の減額となりました。

農業振興関係事務事業の495万5,000円の減額は、会計年度任用職員の報酬と、コロナ対策として実施した農業生産費高騰対策支援事業費の確定に伴う補助金の減額です。

農業振興関係団体助成事業の148万5,000円は、農地利用集積補助事業費の確定に伴う補助金の追加です。

2 項林業費、1 目林業振興費の32万7,000円は、森林環境譲与税配分額の見込みを踏まえ、基金積立額を追加するものです。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費は215万8,000円の減額となりました。

観光関係事務事業の65万9,000円の減額と海水浴場安全対策事業の116万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や、監視体制の見直しによる委託料の減額です。

監視員確保対策事業の33万5,000円の減額は、決算見込みを踏まえた消耗品費の減額です。

4 月月の沙漠記念館管理運営費の15万3,000円は、会計年度任用職員報酬の不足分です。

5 目町営プール管理運営費の278万9,000円は、施設監視体制の変更に伴う委託料の減額と施設の電圧設備等の改修工事費の追加です。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費は、歳入予算でご説明しました地方債に係る財源更正です。

3 項住宅費、1 目住宅総務費の116万7,000円は、岩和田団地解体工事に係る家屋調査費等に不足が生じることから追加するものです。

24ページをご覧ください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費の148万5,000円の減額は、大規模盛土造成地調査計画策定業務委託に係る入札差金です。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の9,927万円の増額は、会計年度任用職員人件費の減額と教育施設建設基金積立金の追加です。

4 項社会教育費、2 目公民館費については、歳入予算でご説明しました基金繰入金の減額に係る財源更正です。

以上、歳出予算に7,443万円を追加しております。

次に、第2条の繰越明許費についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

2 款総務費、3 項戸籍住民台帳費の戸籍システム改修事業及びコンビニ交付システム導入・運用事業は、全国的に事業が集中し、年度内完了が困難となったことから、それぞれ繰越明許費に設定するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費の公衆トイレ解体工事は、夏季観光シーズン前の解体に向け早期に着手するため、繰越明許費に設定するものです。

6 款商工費、1 項商工費のプール設備改修工事は、停電や火災発生防止のため速やかな改修が必要であるが、一部部品の調達に工期を要し、年度内完了が困難なことから、繰越明許費に設定するものです。

続きまして、5 ページをご覧ください。

地方債の補正でございます。

道路橋りょう整備事業債及び臨時財政対策債につきましては、それぞれ限度額を変更するもので、内容は歳入予算でご説明しましたとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、議案第23号 令和5年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） 議案第23号 令和5年度御宿町水道事業会計予算（案）について説明いたします。

初めに、事業概要についてですが、予算書の1ページをご覧ください。

第2条に業務の予定量を定めています。給水戸数は3,904戸としました。また、年間総給水量は92万6,000立方メートルとしました。給水戸数については、令和4年度末見込みに対し10戸の増を見込んでおり、年間総給水量については微増としております。

南房総広域水道企業団からの受水量は、約4割の34万7,328立方メートルを見込んでおります。

次に、経営に係る第3条収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益に3億3,160万6,000円、水道事業費用に3億7,018万1,000円を計上しております。

施設等投資に係る第4条資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入に1億8,234万2,000円、支出に2億7,545万1,000円を計上しております。

第5条継続費と第6条企業債については後ほど説明いたします。

第7条は予定支出の各項の流用について、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費を、第9条は一般会計からの補助金を2,000万円と定めるものです。

第10条では、ストックする資産の購入に係るたな卸資産購入額を計上しています。

それでは、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

4、5ページをお開きください。

初めに、収益的収入について説明いたします。

1款水道事業収益は、前年度に比べ3,589万7,000円増の総額3億3,160万6,000円を計上しました。1項営業収益、1目給水収益については、給水戸数や戸別の平均使用水量の実績等を踏まえ、2億3,871万5,000円を計上しています。

2項営業外収益は、町一般会計からの補助金の増及び県補助金の増などから、前年度と比べ3,496万4,000円増の9,242万5,000円としています。

次に、収益的支出について説明します。

6、7ページをお開きください。

1款水道事業費用は、前年度と比べ2,855万8,000円増の総額3億7,018万1,000円を計上しました。

1項営業費用のうち、浄水場の運転管理や広域水道受水費等に係る1目原水及び浄水費は、1億6,676万6,000円を計上しました。昨今の電気代の上昇による動力費の増額などから、前年度に比べ225万9,000円の増としています。

次に、2目配水及び給水費は、各配水施設の運転管理や維持管理、給配水管の修繕等に係る経費として4,896万1,000円を計上しています。漏水修理、量水器修繕のほか、給水管撤去や配水管移設などにより、前年度に比べ1,788万2,000円増としています。

8、9ページをご覧ください。

3目総係費は3,518万9,000円を計上しています。内容は、納付書の印刷発送費や料金システ

ム保守料などの管理経費に係るものです。令和4年度に設置された夷隅地域水道事業統合協議会の負担金が増加したことなどにより、前年度より346万円増としています。

4目減価償却費は1億1,316万6,000円で、内訳は説明欄のとおりです。

2項営業外費用は、企業債の利息と消費税に係る支出として289万7,000円を計上しました。

次に、第4条資本的収入及び支出について説明いたします。

10、11ページをお開きください。

初めに、上段、資本的収入についてですが、総額1億8,234万2,000円を計上し、前年度に比べ1億5,811万2,000円増となりました。増額の主な要因は、1項企業債の増と4項補助金の増額によるものです。1項企業債は、送水管耐震化更新工事と浄水施設更新工事へ充当するものです。4項補助金は、送水管耐震化更新工事に対する国庫補助金が県を経由して補助されるもので、補助率は事業費の3分の1です。

下段の資本的支出は、総額2億7,545万1,000円を計上し、前年度に比べ8,383万4,000円増となりました。1項建設改良費、1目原水及び浄水費の1億8,827万5,000円は、令和4年度に引き続き実施するダムからの水と凝集剤を混和するフロキュレーターの更新費用として5,643万円、送水管耐震化更新工事及びその管理委託として1億2,204万4,000円、そのほか浄水施設の電気計装設備の更新費用など、980万1,000円を計上しています。

2目配水及び給水費は、経年劣化した制水弁の更新、配水施設の柵、屋根更新などに5,422万5,000円を計上しています。

2項企業債償還金3,289万5,000円は、過去に借り入れた企業債の令和5年度中の元金償還額です。

続いて、28、29ページをご覧ください。

まず、予算第5条に記載しました継続費について説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費に送水管耐震化更新工事を計上します。令和4年度では、試掘と仮設管の布設で5,552万7,000円、令和5年度では既設管の撤去、新設管の布設、仮設管の撤去として1億2,204万4,000円を予定しています。財源は、県補助金を3分の1、令和5年度事業は企業債を8,130万円充当し、残り6万3,000円を留保資金とします。

続いて、予算第6条に計上しました企業債用別表で説明いたします。

令和5年度は限度額を1億3,770万円とし、建設改良工事の2工事に充当します。内訳は送水管耐震化工事の水道事業負担分で、充当率は100%です。浄水施設更新工事は、フロキュレーター更新工事で、充当率は100%です。

水道事業会計は、給水収益が伸び悩む中、老朽化した施設、設備の点検、改修、更新とともに強靱化が求められるなど、厳しい運営が続いておりますが、将来にわたり安心して安全な水を安定して供給できるよう事業実施に努めるとともに、引き続き水道事業の統合協議を行ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 1点だけ、これ私の勘違いかも分からないんですが、営業収益と営業費用だけ比較したときに、五、六年前か七、八年前は一般会計から繰り入れていなかったような気がするんですが、そういうことはないですかね。

もしそうだとすると、現時点において、営業費用のほうが何らかのあれで多くなったということですか、それとも、そこがちょっと分からないんです。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） 町一般会計からの補助金については、以前から補助を頂いております。

（堀川議員「やっているの」と呼ぶ）

○建設水道課長（埋田禎久君） 頂いております。年によって金額が上がったり下がったりはあるんですけども、継続して頂いております。

（堀川議員「これから、五、六年とか七、八年前から、一般会計から入っているの」と呼ぶ）

○建設水道課長（埋田禎久君） 高料金対策として頂いております。

（堀川議員「入っている。繰り入れているということですか」と呼ぶ）

○建設水道課長（埋田禎久君） そうです。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第17、議案第24号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第24号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計予算(案)についてご説明いたします。

予算書をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億544万6,000円と定めるものです。前年度比で2,358万5,000円、2.1%の減額です。

第2条は一時借入金の最高額を6,000万円と定めるもの、第3条は予算の流用について定めるものです。

それでは、予算書の歳入歳出事項別明細書に沿ってご説明いたします。

予算書の6、7ページ、歳入予算でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合わせ、対前年度比3.3%減の1億7,410万8,000円を計上しました。保険税の現年度課税分と滞納繰越分の明細は説明欄のとおりです。国民健康保険税は、県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源として被保険者に負担していただく目的税です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けられており、所得割、均等割、平等割の3方式により算定しております。

2款使用料及び手数料13万円は、保険税督促手数料です。

3款国庫支出金は出産育児一時金に対する補助金として交付されるもので、1万円を計上し

ております。

4款県支出金は、対前年度比2.7%減の8億2,222万円を計上しました。県支出金のうち、1節普通交付金は、歳出の保険給付費のうち療養給付費、高額療養費、高額介護合算療養費に充当されるものです。また、2節特別交付金は、医療費の適正化や財政安定化への取組に対する交付金や特定健診等の県負担金等で、前年度比0.9%増の1,803万円を計上しています。

5款繰入金は、1項他会計繰入金と2項基金繰入金を合わせ、8,499万7,000円を計上しています。前年度と比べ7.1%の減です。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、前年度9.1%減の6,499万7,000円を計上しています。主な要因は、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

8、9ページ、2項基金繰入金は、税負担の抑制等に資するため、2,000万円を財政調整基金から繰り入れるものです。

6款繰越金の2,310万2,000円は前年度からの繰越金です。

7款諸収入は、1項延滞金加算金及び過料の見込額の5万1,000円と、2項雑入の一般被保険者第三者納付金や特定健康診査料などの見込額82万8,000円を計上しています。

予算書10、11ページ、歳出予算でございます。

1款総務費は、1項総務管理費から3項運営協議会費の合計で1,607万3,000円を計上しました。前年度と比較して14.1%、264万4,000円の減です。

1項総務管理費1,503万6,000円は、職員人件費や国保事務費に係る経費を計上しています。前年度と比較して83万8,000円の減額は、電算機器の入替えやシステム改修を終えたことによるものです。

2項徴収費は96万7,000円、前年度と比較して180万6,000円の減です。未就学児均等割軽減や賦課限度額見直し対応に伴う電算システム改修が完了したことによるものです。

3項運営協議会費は、運営協議会委員の報酬を計上しています。

10ページ下段からの2款保険給付費は、1項療養諸費、12ページの2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費、14ページの5項葬祭諸費、6項傷病手当金でございます。

2款保険給付費合計では8億644万2,000円、対前年度比2.7%の減となりました。減額の主な要因は、一般被保険者療養費の減額によるものです。

14ページ中段の3款国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療費、後期高齢者支援金及び介護納付金の見込みを基に、県が各市町村の医療費や所得水準、また被保険者数等を基に納付額を示すものです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で2億5,612万

5,000円、前年度と比較して0.5%の減となりました。令和5年度の県全体の1人当たりの医療費は増加傾向ではありますが、被保険者の減少により医療費の総額は減少するものと推計し、市町村からの納付金額が減額となりました。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金の1,000円は、退職者医療制度の経過措置に関する事務を行う国保連合会への拠出金です。

5款保健事業費は、下段の1項保健事業費と16ページの2項特定健康診査等事業費の合計で2,475万2,000円、前年度と比べ16.7%の増となりました。

1項保健事業費は、短期人間ドックの助成金です。前年度と同額でございます。

2項特定健康診査等事業費は、前年度と比べ353万3,000円増額の2,035万2,000円を計上しています。特定健康診査の個別検診のほか、AIを活用した受診率向上のための推奨業務や第2期データヘルス計画等策定業務に係る委託料を計上し、増額となっています。

6款基金積立金は、科目設定の1,000円です。

7款諸支出金は、過年度の保険税還付金及び還付加算金として105万2,000円を計上しました。

8款予備費は100万円です。

説明は以上でございます。

なお、本予算につきましては、2月16日開催の第3回国保運営協議会にてご承認をいただいておりますことを報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで2時45分まで休憩いたします。

(午後 2時34分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時48分)

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第18、議案第25号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第25号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しています。保険料率は千葉県内均一であり、2年ごとに見直しが行われております。

予算概要の3ページをご覧ください。

令和5年度の保険料率については令和4年度と変更はありませんが、保険料軽減措置については、軽減判定所得基準が変更となっております。

予算書をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,847万1,000円と定めるものです。前年度と比較すると851万8,000円の増となりました。増額の要因は、保険料の増加を見込んだことによるものです。

歳入予算についてご説明いたします。

6、7ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料は1億5,128万7,000円を計上し、前年度比較673万1,000円の増です。被保険者の増加によるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険料督促手数料は、前年度と同額の9,000円を計上しました。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、後期高齢者医療に係る事務費60万5,000円を一般会計から繰り入れるものです。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を公費で補填するもので、前年度比較160万5,000円増の3,605万7,000円を計上しました。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金1,000円は、科目設定です。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金1,000円は、科目設定です。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付加算金50万円、2目還付加算金1万円は、前年度と同額です。

3項雑入、1目雑入1,000円は、科目設定です。

続きまして、歳出でございます。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、18万8,000円を計上しました。後期高齢者医療保険に係る事務用消耗品や郵便料などです。

2項徴収費、1目徴収費は41万7,000円で、前年度比14万6,000円の増です。徴収事務に係る経費を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は1億8,734万6,000円で、前年度比833万6,000円の増です。県内各市町村の会計状況に基づき、後期高齢者医療広域連合が決定いたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金の50万円は、前年度と同額です。2目還付加算金1万円についても前年度と同額です。

2項諸支出金、1目一般会計繰出金1万円は、前年度分の督促手数料について一般会計に繰出しし、精算をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第19、議案第26号 令和5年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第26号 令和5年度御宿町介護保険特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の3年目となります。予算編成は高齢者人口の伸びやサービス利用の状況を勘案し、介護保険事業計画上の見込み量の推計値を踏まえ、保険給付費等を見込みました。

町の介護保険に関する令和4年12月末の数字は、65歳以上の人口が3,608人、高齢化率は50.7%となっています。認定率は14%、認定を受けた方のうち実際にサービスを利用している方は75%です。

予算書1ページをご覧ください。

第1条です。予算の総額を10億8,479万8,000円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べまして1,625万1,000円、1.5%の増となりました。

次に、第2条及び第3条でございますが、一時借入金の限度額並びに予算の流用について定めるものでございます。

事項別明細書によりご説明いたします。

予算書の6、7ページ、歳入予算でございます。

1款介護保険料の2億1,644万1,000円は、前年度比342万8,000円の減でございます。減額の主な要因は、被保険者数の減によるものです。介護保険料は、第8期介護保険事業計画期間中

の令和3年度から令和5年度までは同率の保険料率となっております。全体の35%を占める第1段階から第3段階までは、公費を投入した減額措置があります。

2款使用料及び手数料は、前年度と同額の1万2,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金の1億7,650万8,000円は、前年度比254万6,000円の増で、保険給付費に対する法定負担分です。保険給付費の増に伴い、国の法定負担分が増となったものです。

2項国庫補助金は、1目財政調整交付金から6目保険者努力支援交付金まで、合計7,380万1,000円を計上し、前年度と比べ747万1,000円の増でございます。

2目、3目の地域支援事業交付金の931万9,000円は、対前年度比66万2,000円の減でございます。要支援の方に対する訪問通所サービスに係る事業や介護予防事業、包括支援センターの事業として、総合相談支援、権利擁護、家族介護支援のための家族介護用品給付券支給などに対する国の法定分を計上しております。地域支援事業費の減に伴い、国の法定負担分が減となったものです。

4款支払基金交付金は、2号被保険者の40歳から64歳までの方の保険料分で、保険給付費や介護予防・日常生活支援総合事業に対し、27%の割合で社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金の2億7,908万7,000円は、前年度と比較し503万5,000円の増、保険給付費に対する法定負担分で、保険給付費の増に伴い、法定負担分が増となったものです。

2目地域支援事業支援交付金の313万3,000円は、前年度比45万7,000円の減でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費の減に伴い、法定負担分が減となったものです。

5款県支出金、1項県負担金1億5,943万円は、前年度比351万5,000円の増でございます。保険給付費に対する法定負担分で、保険給付費の増に伴い、法定負担分が増となったものです。

2項県補助金は、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び8ページ、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）の合計で465万9,000円を計上しました。前年度比33万2,000円の減です。総合事業や包括的支援事業に対する県の交付金で、事業に伴い、法定負担分が減となったものです。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金から5目その他一般会計繰入金までの1億7,132万6,000円は、前年度比180万9,000円の増でございます。保険給付費に係る繰入金は事業予算の増に伴い増額、また地域支援事業費については事業予算の減に伴い減額とな

り、その他一般会計繰入金は介護訪問委託料等の減に伴い減額となりました。

なお、保険料軽減分の一般会計からの繰入金は1,504万7,000円で、このうち国が2分の1、県が4分の1負担することとされており、一般会計の歳入となります。

7款繰越金、1項繰越金は、社会保険庁からの確定通知を受けて還付する保険料見込額29万円と予備費10万円の合計39万円を計上いたしました。

8款諸収入、1項雑入は、1目第三者納付金、2目雑入は科目設定、2項受託事業収入は認定調査等を受託した場合の事業収入として8,000円を計上いたしました。

3項延滞金、加算金及び過料は科目設定でございます。

以上、歳入合計10億8,479万8,000円でございます。

続きまして、10、11ページ、歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費の1,298万4,000円は前年度比30万5,000円の増で、介護保険指定管理システムに伴うシステム改修費が増額したことによるものです。

2項徴収費45万5,000円は前年度比16万6,000円の減で、印刷製本費及び手数料の減額によるものです。

10ページから12ページの3項介護認定審査会費、1目認定調査等費及び2目介護認定審査会共同設置負担金は887万9,000円を計上し、前年度比28万3,000円の減です。主治医意見書作成手数料及び介護訪問調査委託料などが減額したことによるものです。

4項運営協議会費は10万5,000円を計上し、前年度比5万2,000円の増です。介護保険第9期計画に伴い、会議数を2回増やしたことによる増額です。

2款保険給付費は10億3,365万8,000円を計上し、前年度比1,864万8,000円の増です。予算計上にあたっては、介護保険事業計画に基づき、サービス利用状況、サービスの利用回数や高齢者人口の伸び等を勘案し、保険給付費を見込みました。居宅系サービス費は前年度より2,342万円減、施設サービス費は前年度より4,442万4,000円の増です。

2項その他諸費の60万円は、前年度と同額です。千葉県国民健康保険団体連合会に委託する介護給付費の審査件数です。

3項高額介護サービス等費は2,307万4,000円を計上し、前年度と同額です。介護サービスの自己負担額が一定額を超過した分について支給をするものです。

14ページ、4項高額医療合算介護サービス等費の286万5,000円は、前年度と同額です。医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超過した分について支給するものです。

5項特定入所者介護サービス費等費の3,604万4,000円、前年度比235万6,000円の減でござい

ます。食費や居住費の限度額を超過した分について給付をするもので、該当者の減少を見込み減額をするものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は393万8,000円を計上し、前年度比173万7,000円の減額です。介護予防事業の充実に努めたことで、当初の見込みよりも利用者が抑えられているほか、見守り訪問事業や社会参加型通所事業を利用する方が増えたことにより減額となりました。

2項一般介護予防事業費は765万9,000円を計上し、前年度比5万2,000円の増でございます。介護予防に係る職員の人件費のほか、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じ籠もり予防などにより要介護状態となることを予防し、現状の生活維持を目的とする事業です。また、介護予防事業の参加者の増加に伴い、新たな取組を実施するための事業費の増です。

16ページ、3項包括的支援事業・任意事業費ですが、1,672万2,000円を計上し、前年度比61万2,000円の減でございます。包括的支援事業・任意事業費は、包括支援センターが行う事業に関する経費を計上しております。包括支援センター職員2名分の人件費をはじめ、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護給付費適正化事業、家族介護支援のための家族介護用品金給付券支給事業や家族介護慰労金支給事業、成年後見制度利用支援事業に係る経費のほか、生活支援の担い手となる人材育成のための介護に係る入門的研修等に関する経費を計上しています。

18ページ、4項その他諸費7,000円は、前年度比8,000円の減です。保険給付費の2項その他諸費と同様、審査支払事務を千葉県国民健康保険団体連合会に委託しており、総合事業における要支援の方の訪問介護と通所介護相当のサービス利用件数に応じて手数料を支払うものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目の第1号被保険者保険料還付金及び2目の第1号被保険者還付加算金で、29万1,000円を計上しました。

5款予備費、1項予備費は、前年度同額の10万円です。

以上、歳入歳出それぞれ10億8,479万8,000円とするものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

資料を今見まして、資料の9ページ、10ページ、この中で被保険者数、そして5の要介護認定者の数、こういったものが、次ページのサービス受給者数の状況、これを見ますと、高齢者

数はどうしても横ばい、高齢者率も高くなっていますから、50.7%の構成比なんですけれども、要介護認定者数の状況が前年よりもやっぱり減っている、2%、出現率が減っている。

その次のページのサービス受給者数の状況はもっと減って、75%ということは、介護予防事業の取組についての効果が出てきているのかな、参加者も徐々に増加しているように思われますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 田中議員さんのおっしゃるとおり、介護予防事業の効果だと思っております。

こちらにつきましては、参加者も大分増えてまいりまして、先ほど一般介護事業費を増額させていただいた理由で、新たな取組を実施するために事業費を増額させていただくというようなご説明をしたんですが、これも数が多くなり過ぎまして、1回で運動ができる人にやはり限りがあるので、これを自主グループ化しまして、細分化して、もっと頻繁に行おうというような計画でございまして、こちらも推進することで、このような傾向を続けていければと考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 参加者から意見を聞きますと、介護予防だという意識がない中で同じ年代の人たちと触れ合える、そういうところに出ていけるということで、かなり興味を持っている方が多くなってきています。それを、今、自主グループの関係でという話だったんですが、もっと大勢の人が参加できるような体制を取っていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田邊義博君） どうもありがとうございます。そのように進めてまいりたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長(土井茂夫君) 日程第20、議案第27号 令和5年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) 議案第27号 令和5年度御宿町一般会計予算(案)についてご説明申し上げます。

令和5年度の予算編成におきましては、ウィズコロナの新たな段階への移行を見据え、多様に変化した生活環境に対応するとともに、国の施策の動向や世界情勢に注視し、原油価格・物価高騰の影響への対策を講じる必要があります。そのため、予算の配分にあたっては、第5次総合計画や公共施設等総合管理計画等との整合性を図るとともに、事業費の精査を重ね、経費節減を徹底し、将来世代に負担を先送りすることのないよう、限られた財源の下、住民生活への影響度や緊急度を見極め、限られた財源を真に必要な事業に重点配分いたしました。

令和5年度一般会計当初予算の規模は37億1,700万円となり、前年度と比べて7,900万円の増、割合にいたしまして2.2%の増額となりました。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を37億1,700万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為に関する規定です。予算書の6ページ、第2表に債務負担行為を行う事項、期間及び限度額を示しております。

第3条は、地方債に関する規定でございます。予算書の6ページ、第3表に令和5年度に起こす予定の地方債の目的、限度額などを示しております。

第4条は一時借入金に関する規定で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を定めるものです。

第5条は歳出予算の流用に関する規定で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による各項の金額を流用できる場合について定めるものです。

それでは、歳入予算の各項ごとの内容につきまして、説明資料として添付しました一般会計予算の概要に基づきご説明いたします。

初めに、予算概要の6ページをご覧ください。

1款町税は、9億625万8,000円を見込みました。町民税における給与所得や分離所得の増加による個人町民税の増額及び太陽光発電設備等の償却資産の増加に伴う固定資産税の増額を見込み、前年度と比べ5,143万8,000円、6.0%の増額となりました。

2款地方譲与税から10款地方特例交付金及び12款交通安全対策特別交付金は、国の示す地方財政計画並びに県の推計値などを勘案し、合計で2億4,934万円を見込み、前年度と比べ1,123万9,000円、4.7%の増額となりました。

11款地方交付税は、総額で13億9,091万3,000円を見込みました。普通交付税については、地方財政計画や県の試算値を参考に増収を見込んでいる町税をはじめとした収入変動、地方債償還費の交付税措置額、継続措置されることとなった地域デジタル社会推進費による影響等を踏まえて算定し、特別交付税については地域おこし協力隊の増員に伴う影響等を踏まえて算定し、前年度と比べ3,193万5,000円、2.2%の減額となりました。

13款分担金及び負担金は2億4,958万円を見込み、前年度と比べ3,244万4,000円、14.9%の増額となりました。放課後児童クラブ負担金の改定や清掃センターの管理運営事業に係るいすみ市負担金の増額が主な要因です。

14款使用料及び手数料は6,972万1,000円を見込み、前年度と比べ725万4,000円、11.6%の増額となりました。こども園使用料は減少が見込まれるものの、コロナ禍からの回復による各観光施設の使用料や清掃手数料の増額が主な要因です。

15款国庫支出金は、2億1,677万6,000円を見込みました。主に社会保障関係経費に係る国庫負担金や土木工事に係る道路メンテナンス事業費補助金を計上しておりますが、令和4年度に計上した新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金等の減額が影響し、前年度と比べ2,765万1,000円、11.3%の減額となりました。

16款県支出金は、1億9,184万2,000円を見込みました。主に、社会保障関係経費に係る県負担金、重度障害者医療や子ども医療、鳥獣被害防止対策、千葉県誕生150周年事業等に係る県

補助金、県民税取扱事務や選挙事務に係る県委託金などを計上しておりますが、令和4年度に計上した飼料生産拡大整備支援事業に係る補助金の減額が影響し、前年度と比べ1,323万2,000円、6.5%の減額となりました。

17款財産収入は、2,031万8,000円を見込みました。主に、町有地や光ファイバー網の貸付収入を計上しておりますが、光ファイバー契約件数の増を見込み、前年度と比べ35万1,000円、1.8%の増額となりました。

18款寄附金は、4,500万円を見込みました。活力あるふるさとづくり基金寄附金の令和4年度の決算見込みを勘案し、計上しています。

19款繰入金は、4,868万9,000円を見込みました。令和4年度に公共施設維持管理基金の繰入れが計上されていたことが影響し、前年度と比べ1,785万9,000円、26.8%の減額となりました。

20款繰越金は、令和4年度の決算収支見込額を踏まえ、1億円を計上しました。

21款諸収入は、1億2,067万3,000円を見込みました。B&G体育館改修工事に係る海洋センター修繕助成金や有価物売払い料金の増加等により、前年度と比べ3,696万2,000円、44.2%の増額となりました。

22款町債は1億788万9,000円を見込み、前年度と比べ2,498万9,000円、30.1%の増額となりました。なお、地方債の詳細につきましては、後ほど第3表地方債で説明させていただきます。

23款自動車取得税交付金は令和元年9月末で撤廃されましたが、滞納繰越分の収入があった際に対応するため、科目設定として1,000円を計上しています。

以上、歳入予算は合計で37億1,700万円でございます。

次に、歳出予算をご説明いたします。

歳出予算につきましては、目的別に新規事業や重点事業を中心にご説明いたします。

予算概要の10ページをご覧ください。

目的別の予算額と構成比、対前年度の増減率を記載しております。11ページには科目ごとの主な事業内容を記載しておりますので、予算書と併せてご覧ください。

それでは、予算書の30ページをお開きください。

1款議会費は6,598万1,000円を計上し、前年度と比べ148万7,000円、2.3%の増額となりました。町議会議員選挙の執行に伴い、議員人件費が増額となっております。

2款総務費は7億6,853万1,000円を計上し、前年度と比べ4,891万1,000円、6.8%の増額となりました。全体の20.7%を占めています。

1項総務管理費、1目一般管理費は3億7,543万8,000円で、前年度と比べ495万5,000円の増

額となりました。電算管理事務費に、令和7年度末までの自治体システム標準化・共通化に向けた基幹系システムの更新費用を新たに計上しています。

36ページをご覧ください。

3目財産管理費は6,864万5,000円で、前年度と比べ1,919万1,000円の増額となりました。増額の主な要因は、町有財産管理事業や庁舎管理事業において、燃料費の高騰の影響等により光熱水費がそれぞれ240万円と400万円増加したほか、町有地樹木伐採委託費を計上したことによるものです。

38ページをご覧ください。

4目企画費は9,096万1,000円で、前年度と比べ246万1,000円の減額となりました。千葉県誕生150周年記念事業として501万6,000円、地域公共交通活性化協議会補助金として763万4,000円を新たに計上していますが、地域おこし協力隊報酬や地域再生計画の終了に伴う地方創生推進事業を企画費から各費目への計上としたため、全体では減額となりました。

42ページをご覧ください。

6目防災諸費は2,701万1,000円で、前年度と比べ1,754万円の増額となりました。44ページの地域防災計画の改定業務委託費として605万円、千葉県防災行政無線再整備事業負担金として1,150万円を新たに計上したことから、大幅な増額となりました。

2項徴税费は8,029万2,000円で、前年度と比べ57万円の減額となりました。46ページの町税過年度過誤納還付金や電算システム改修委託費が増加したものの、不動産鑑定委託費の減少により、全体では減額となりました。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費は4,598万7,000円で、前年度と比べ46万5,000円の増額となりました。48ページに、新たに開始されるコンビニ交付システム事業や町窓口での旅券受付事務を円滑に行うための経費を計上しています。

50ページをご覧ください。

4款総務費は1,663万2,000円で、前年度と比べ554万1,000円の増額となりました。千葉県議会議員選挙及び町議会議員選挙等に係る経費を計上しています。町議会議員選挙から、公費負担の拡大が適用されます。

54ページをご覧ください。

3款民生費は9億8,777万4,000円を計上し、前年度と比べ716万円、0.7%の減額となりました。全体の26.6%を占めています。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は1億5,227万4,000円で、前年度と比べ1,196万4,000

円の減額となりました。被保険者数の減少等による国民健康保険繰出金や社会福祉協議会補助金の減が、減額の主な要因です。

58ページをご覧ください。

3目心身障害者福祉費は2億7,295万8,000円で、前年度と比べ352万1,000円の増額となりました。障害者自立支援給付事業や重度障害者医療給付改善事業等を主に計上していますが、障害者福祉事業における扶助費は年々増加しております。また、60ページに、見直し時期を迎える障害者計画等の策定業務委託料や軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金を新たに計上したことから、増額となりました。

64ページをご覧ください。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費は2,222万4,000円で、前年度と比べ194万7,000円の増額となりました。増額の主な要因は66ページの放課後児童クラブ運営事業で、利用希望者が増加傾向にあるため、開設場所を御宿小学校へ移すとともに、受入れ可能児童数を60名まで拡大し、保護者の就労支援と児童の安全・安心な放課後の居場所づくりに取り組めます。

4款衛生費は6億4,996万7,000円を計上し、前年度と比べ1,824万3,000円、2.9%の増額となりました。全体の17.5%を占めています。

68ページをご覧ください。

2目予防費は4,530万2,000円で、前年度と比べ3,329万4,000円の減額となりました。72ページの出産・子育て応援交付金事業費を新たに計上しましたが、前年度に計上した新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の減が影響し、全体では大幅な減額となりました。

76ページをご覧ください。

4目子ども医療対策費は1,453万3,000円で、前年度と比べ207万7,000円の増額となりました。子ども医療費や高校生等医療費の所得制限を撤廃し完全無償化とするなど、子どもの健康増進と保護者の負担軽減を図ります。

2項清掃費、2目じん芥処理費は3億8,700万円を計上し、前年度と比べ2,572万7,000円の増額となりました。増額の主な要因はじん芥処理運営事業で、78ページの燃料費高騰の影響による光熱水費が1,800万円、焼却灰搬出委託が約1,000万円増加したことによるものです。

80ページをご覧ください。

5款農林水産業費は8,176万3,000円を計上し、前年度と比べ138万4,000円、1.7%の減額となりました。全体の2.2%を占めています。

1項農業費、3目農業振興費は3,934万5,000円を計上し、前年度と比べ1,421万円の増額と

なりました。地域おこし協力隊関係事業費の増加と、農村地域の防災減災対策として、ため池ハザードマップ作成委託費用を新たに計上しています。

86ページをご覧ください。

6款商工費は1億1,434万2,000円を計上し、前年度と比べ732万3,000円、6.0%の減額となりました。全体の3.1%を占めています。

88ページをご覧ください。

1項商工費、3目観光費は5,716万3,000円を計上し、前年度と比べ1,113万3,000円の減額となりました。観光事業の強化推進を図るため、新たに地域おこし協力隊関係事業費を計上しましたが、前年度に計上したコロナ対策関連事業費の減が影響し、全体では大幅な減額となりました。

92ページをご覧ください。

5目町営プール管理運営費は3,120万4,000円を計上し、前年度と比べ351万5,000円の増額となりました。住民や観光客が安心して来園できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、スライダーや、ろ過機等の修繕費など、適正な施設運営管理に必要な経費を計上しております。

94ページをご覧ください。

7款土木費は1億5,100万円を計上し、前年度と比べ64万3,000円、0.4%の増額となりました。全体の4.1%を占めています。

96ページをご覧ください。

2項道路橋梁費、1目道路維持費は994万6,000円を計上しました。各行政区の意見、要望を踏まえ、道路保護工事に要する経費について計上しています。優先度を考慮しながら、順次修繕を行い、適正な管理に努めます。

2目道路新設改良費は、8,820万円を計上しました。5年ごとに行う町内7か所のトンネル定期点検及び長寿命化修繕計画策定委託費1,680万円を計上したほか、今年度に設計した瀬張川橋及び57号橋の橋梁補修工事として4,900万円、そのほか生活関連道路の排水路整備や舗装改良等に要する工事費を計上しています。

3項住宅費、1目住宅総務費は355万2,000円を計上し、前年度と比べ267万2,000円の増額となりました。10年ごとに更新を行う公営住宅長寿命化修繕計画策定業務委託費264万2,000円を新たに計上しています。

98ページをご覧ください。

8 款消防費は 2 億 750 万 9,000 円を計上し、前年度と比べ 38 万 2,000 円、0.2% の減額となりました。全体の 5.6% を占めています。広域常備消防や町消防団の活動に係る経費のほか、100 ページの消防施設関係事務事業費に旧第 1 分団詰所の解体設計業務委託費 172 万 7,000 円を計上しています。

9 款教育費は 3 億 3,839 万円を計上し、前年度と比べ 4,302 万 6,000 円、14.6% の増額となりました。全体の 9.1% を占めています。

1 項教育総務費、2 目事務局費は 7,749 万 5,000 円を計上し、前年度と比べ 335 万 5,000 円 の増額となりました。教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費、町独自の各種助成事業を計上しているほか、新たに校務支援システム整備委託費を計上し、教員の働き方改革に対応するとともに学校業務の効率化を図ります。

104 ページをご覧ください。

2 項小学校費は 4,944 万 7,000 円を計上し、前年度と比べ 415 万円の増額となりました。増額の主な要因は、3 年に 1 度実施する特定建築物定期点検委託費 41 万 8,000 円を計上したほか、燃料費高騰の影響による光熱水費が 150 万円、布施学校組合負担金が約 300 万円増加したことによるものです。

108 ページをご覧ください。

3 項中学校費は 2,404 万 9,000 円を計上し、前年度と比べ 421 万円の増額となりました。増額の主な要因は、3 年に 1 度実施する特定建築物定期点検委託費 41 万 8,000 円を計上したほか、1 人 1 台整備したタブレットのアプリケーション利用料が 70 万円、燃料費高騰の影響による光熱水費が 200 万円増加したことによるものです。

112 ページをご覧ください。

4 項社会教育費、2 目公民館費は 1,952 万 8,000 円を計上し、前年度と比べ 3,551 万 2,000 円 の減額となりました。新たに消防設備改修工事 400 万円などを計上しましたが、前年度に計上した屋上防水改修工事費の減が影響し、全体では大幅な減額となりました。

114 ページをご覧ください。

4 目文化財保護費は 208 万円を計上し、前年度と比べ 99 万 6,000 円 の増額となりました。ミヤコタナゴの生態系の管理をはじめ、種の保存に向けた新たな取組を進めるため、ビオトープ水槽の購入費を計上しています。

116 ページをご覧ください。

5 項保健体育費は 1 億 4,359 万 8,000 円を計上し、前年度と比べ 6,757 万 7,000 円 の増額となり

ました。B & G 体育館屋根改修工事費5,937万8,000円を計上し、雨漏りの改善による施設の長寿命化と利用状況の回復に努めます。

120ページをご覧ください。

11款公債費は3億4,874万2,000円を計上し、前年度と比べ1,706万1,000円、4.7%の減となりました。全体の9.4%を占めています。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を37億1,700万円とするものです。

なお、令和4年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の14ページから17ページに記載してございます。

次に、第2条の債務負担行為のご説明をいたします。

予算書の6ページ上段の表をご覧ください。

次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画策定業務委託は、令和7年度を開始年度とする第3期計画の策定支援業務委託です。令和5年度からニーズ調査などを行う必要があることから債務負担行為を設定するもので、期間は令和5年度から令和6年度までの2年間で、限度額は502万7,000円です。

続いて、第3条の地方債についてご説明いたします。

6ページ下段の表をご覧ください。

地方債は限度額合計1億788万9,000円を計画し、借入れする際の利率を3.0%以内とするものです。

地方債の内訳でございますが、防災施設整備事業は千葉県防災行政無線再整備事業負担金に充てるもので、緊急防災・減災事業債を予定し、充当率は100%、交付税措置は70%です。

中山間地域総合整備事業は、平成21年度から実施している中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

道路橋りょう整備事業は、瀬張川補修工事及び57号橋補修工事、トンネル定期点検及び長寿命化修繕計画更新業務委託に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

河川維持管理事業は、普通河川清水川護岸整備工事に充てるもので、緊急自然災害防止対策事業債を予定し、充当率は100%、交付税措置は70%です。

B & G 体育館整備事業は、B & G 体育館屋根補修工事に充てるもので、緊急防災・減災事業

債を予定し、充当率は100%、交付税措置は70%です。

臨時財政対策債は、普通交付税からの一部振替措置であり、償還にあたっては後年度の普通交付税にて発行可能額の100%について財政措置があるものでございます。令和4年度に引き続き国の財源不足が縮小となるため、発行が抑制される計画となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 本日は議案第27号 令和5年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、採決につきましては3月14日に行います。

◎散会の宣告

○議長（土井茂夫君） したがって、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

14日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれで散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3時40分)